

令和 7 年 10 月 9 日
桂川河川保全利用委員会
資料3

令和 7 年度 審議対象案件の占用施設説明書

目 次

59. 嵐山東公園（京都府）	1
60. 桂川運動公園（京都府）	7
65. 上野橋東詰公園（京都市）	22
56. 久世橋東詰公園（京都市）	53
55. 久世橋西詰公園（京都市）	68
52. 羽束師運動広場（京都府）	83
24. 淀・桂川グラウンド（京都市伏見区）	95

59. 嵐山東公園 (京都府)

記入者 :

番号	59. 嵐山東公園	占用目的	公園	許可受者	京都府	場所	右岸 15.8k-20m～16.0k+69m 右岸 16.2k+25m～17.4k+90m
ランク:C							

(占用者作成)

位置図		現況写真	 写真 (上) 中央上流より望む 写真 (下) 松尾下流より望む 令和7年8月22日撮影
標準断面	 (16.6 k) 平成 26 年 3 月測 施設	現在の利用形態	<ul style="list-style-type: none"> 上流側は桂川から取水した水路及び池を含む樹林を主体とする散策広場 中流は3面のグラウンドがあり、緑と親しみながらスポーツを楽しむことができる広場 下流側は芝生を整備し、遊具を配置した憩いの広場
		占用面積	74,269.71 m ²
許可の経緯	<p><当初許可> S52.12.20</p> <p><許可期限> R8.11.30</p>	都市計画の有無	<ul style="list-style-type: none"> 昭和29年3月23日に公園として都市計画決定される。 昭和32年11月4日都市公園区域告示 12.3ha(計画面積) 昭和39年10月20日都市公園区域告示 11.4ha(公開面積) 総合公園:住民が休息、散歩、運動等総合的な利用に供される。 昭和49年12月6日桂川右岸(渡月橋より下流～松尾橋)の区域を広域避難場所として指定される。 京都市風致地区条例の風致地区第2種地域。 文化財保護法による史跡・名勝。
堤内地・堤防・堤外地	堤内地 ・ 堤防 ・ 堤外地	付帯施設等	バックネット(グラウンド)
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 桂川右岸高水敷の公園化について住民要望に基づき京都府が整備に着手。当時の河川管理者は京都知事であったが、昭和42年6月1日に河川管理者が知事から大臣に変更になったため河川占用許可をとる。(昭和52年12月20日～昭和55年12月19日) 昭和53年に運動広場拡張。 平成19年に小倉百人一首の歌碑を含む教養施設を設置。 冠水実績: 平成25年9月台風18号災害により初めて一部冠水したが被害は無し 		
前回審議意見と対応	<p>前回審議の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園としての管理は良好であるが、桂川の河道内であるにもかかわらず川との関わりが感じられないのは残念である。既設の文芸紹介の歌碑と同様に、周辺の環境や動植物を紹介するサインの設置や、公園の特徴になっている引き込み水路を活かした水辺とのかかわりを利用者に訴えるような工夫について、検討されたい。 「河川保全利用指針(案)」に紹介されている環境学習会のような、利用者が参加するイベントを占用者の企画で開催できるとよい。 	前回審議意見の対応	<ul style="list-style-type: none"> 引き込み水路にホタルの生息が確認されていることから、情報発信の手法を考えてまいりたい。 占用者(京都府)が主催はしていないが、「虫の音ガイドツアー」、「昆虫の採取・観察イベント」の取り組みが国主導で行われている。 また、地元主導で「若鮎祭」などでも桂川の恵みをPRする取り組みが行われており、自然保護意識の醸成が行われている。

【チェックリスト】

Cランク案件のチェックリストの様式
●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称・59嵐山東公園)

記入者：(京都土木事務所 施設保全・用地課)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進歩	占用者による確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価欄	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す (例)総合計画、都市計画、総合基本計画等		昭和29年3月23日に公園として都市計画決定される。				○:ある △:検討中 ×:ない		
2		避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等		昭和49年12月6日桂川右岸(渡月橋より下流～松尾橋)の区域を広域避難場所として指定されている。				○:ある △:検討中 ×:ない		
3		堤内地において代替施設を設置・又は既存施設により機能を代替する計画はあるか			ない。			○:ある △:検討中 ×:ない		
7	占用目的	特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか	公園としての管理は良好であるが、桂川の河道内であるにもかかわらずとの間わりがあるが、桂川の水位が下りれば水路は桂川より河川水を引き入れており、桂川の水位が下がると水が少くなることから魚等の生息はあまり見られない状況。既設の文芸館の歌碑と同様に、周辺の環境や動植物を紹介するサインの設置等、公園の特徴を生かした水辺引き込み水路を手がけた水辺とのかかわりを利用者に訴えるような工夫について、検討されたい。					○:公平に利用できる △:公平に利用できない ×:特定の者が利用		
8		利用状況は占用目的に合致しているか			合致している。			○:合致している △:合致していない ×:合致していない、		
10	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか (例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等		「河川保全利用指針案」に紹介されている環境学習会のイベントを占用者が参加するイベントを占用地の企画で開催できるよ。				○:把握している △:調査中 ×:連携していない		
16	適正な利用	不許可の工作物は設置されていないか			設置されていない。			○:設置されていない △:設置される場合がある ×:設置されている		
17		占用区域外を使用していないか (例)トイレ、道具入れ等の工作物設置・グランド、駐車場等の造成、利用等			使用していない。			○:使用していない △:設置される場合がある ×:設置している		
19		地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等			されていない。			○:迷惑な利用はない △:迷惑な場合がある ×:迷惑な利用がある		
20		利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか		有料グラウンドは定められており、その他の都市公園法及び条例にて対応をしています。				○:定めている △:検討中 ×:定めていない		
22		管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか		広報誌、重要な項目は看板等を設置して注意を図っている。				○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない		

【参考資料】河川保全利用委員会速記録

(関連部分のみ抜粋)

■過年度審議結果のレビュー

平成18年 委員会

- ✓ 公園の清掃や草刈りなどの管理はよく行われている。
- ✓ 従来どおりの施設の維持管理に努めるとともに、施設の立地条件を活かし、施設利用を通じた人と川とのつながり、川への親しみ、生き物への関心が深まるようなくみと工夫を検討していただきたい。

平成19年 委員会

- ✓ 樹林地は、自転車道を越えた河川部に広がる自然草地との連続性、水域とのつながりを強める管理が引き続き望まれる。
- ⇒ 環境教育の場としての利用方法について、具体的な計画はない。清掃は毎日実施し、草刈りは定期的に行っている。
- ✓ オギやススキなどの高茎植物帯や樹林帯を川側に設けて、できるだけ河川との一体化を図り、自転車道による地域の分断を緩和することが望ましい。
- ⇒ 京都市が自転車道を管理しており、公園と河川の一体化には市と協議が必要である。
- ✓ 従来どおりの施設の維持管理につとめるとともに、川らしい川となるように利用方法を検討していただきたい。

平成22年 委員会

- ✓ (平成19年度と同様)
- ⇒ 樹木伐採は枯れ木枯れ枝以外は行わないように努めている。自転車道による分断は考えていない。バーベキュー等の問題について、河川管理者、京都市及び地元自治体と連携し啓発看板を設置している。

150

■過年度審議結果のレビュー

平成26年 委員会

- ✓ 出水時に冠水する場所との認識を利用者と共有されたい。
- ✓ 生き物と出会うための場所、水辺遊びができる場所としての整備や活用も検討されたい。
- ✓ 人と川とのつながりを利用者に意識させる場所としての整備や活用も検討されたい。
- ✓ 占用地周辺の河川環境について情報収集や周知に努められたい。
- ✓ 使用の方法などに関して中間報告をしていただきたい。

令和2年 委員会

- ✓ 公園としての管理は良好であるが、桂川の河道内であるにもかかわらず川との関わりが感じられないのは残念である。既設の文芸紹介の歌碑と同様に、周辺の環境や動植物を紹介するサインの設置や、公園の特徴になっている引き込み水路を活かした水辺とのかかわりを利用者に訴えるような工夫について、検討されたい。
- ✓ 「河川保全利用指針(案)」に紹介されている環境学習会のような、利用者が参加するイベントを占用者の企画で開催できるとよい。
- ✓ 占用区域外であるが、堤外民地の公園側境界の波板が残念であるため、嵐山の良好な景観形成に向け、河川管理者からの要望提示など、何らか働きかけができるとよい。

151

60. 桂川運動公園 (京都府)

記入者：京都府商工労働観光部労働政策室

ランク : A

番号	60.桂川運動公園	占用目的	公園	許可受者	京都府	場所	左岸 14.8k-120m~ 15.6k+140m
----	-----------	------	----	------	-----	----	------------------------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図	 <p>※平面図は6. を参照</p>	現況写真	 <p>グラウンド</p>
			 <p>花壇公園</p>
			<p>令和 7 年 8 月 21 日撮影 (写真撮影者: 平尾)</p>
現在の利用形態	・運動広場（野球・サッカー等）6面、修景・休憩施設等		
占用面積	28,044.55 m ² + 仮設トイレ 6 m ²	付帯施設等	倉庫 2 基、仮設トイレ 1 基
許可の経緯	<p><当初許可> S60.03.08</p> <p><許可期限> R9.03.31</p>	利用者数	<p>平成 29 年度 年間利用者数 80,000 人 平成 30 年度 年間利用者数 80,000 人 令和元年度 年間利用者数 80,000 人 令和 2 年度 年間利用者数 60,000 人 (4/12~5/31 緊急事態宣言発令により、グラウンド使用禁止)</p> <p>令和 3 年度 年間利用者数 60,000 人 (4/25~5/31、8/20~9/30 緊急事態宣言発令により、グラウンド使用禁止)</p> <p>令和 4 年度 年間利用者数 60,000 人 令和 5 年度 年間利用者数 60,000 人 令和 6 年度 年間利用者数 60,000 人</p>
堤内地・堤外地	堤内地 ・ 堤防 ・ 堤外地		
周辺の土地利用の状況	・堤内地側は住宅市街地 ・堤防を挟んで病院、マンション、一般住宅に隣接する。		
関連諸計画における占用地の位置付け	・京都市広域避難場所（松尾橋～上野橋 6.30ha）に含まれている。		
その他特記事項	<p>（当初に許可を受けた経緯） 失業対策事業としての公園整備事業を目的に近畿建設局長の占用許可を得た。</p> <p>（仮設トイレ設置場所の変更） 従来、公園内に仮設している移動式トイレは、堤防下に設置し、防災対策として出水期のみ堤防上に移設する運用をしているが、利用者の利便性向上等のため、堤防上に常設したいと考えている。現在、占用許可の変更申請に向けて淀川河川事務所桂川出張所と協議を進めているところである。</p> <p>（通用口の設置） 急な雷雨等の際の避難経路の確保のため、桂川運動公園に隣接する大縄場児童公園（京都市営）を横切って避難するための通用口を設置。（R6.11.25 設置）</p> <p>（直近の冠水） 平成 30 年 7 月 5 日～8 日の豪雨により、桂川が増水、公園が浸水したことに伴い、表土が流出し、地面が陥没する被害を生じたため、平成 30 年 11 月～平成 31 年 3 月の間、復旧工事を実施した。（整備費用：5,670 千円）</p>		

番号	60.桂川運動公園	占用目的	公園	許可受者	京都府	場所	左岸 14.8k-120m～ 15.6k+140m
----	-----------	------	----	------	-----	----	------------------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 京都盆地に人口が密集する京都市内において、同規模の運動公園を求めるることは事実上不可能に近い状態にある中で、当該公園（桂川運動公園）は市内有数の運動広場として、また、憩いの場所として児童、高齢者等多くの府民に利用されているため、引き続き利用に供する必要がある。 また、安全に整備された環境により、長年、子どもから老人に至る地域住民に親しまれる安全な公園となっており、人を川に呼ぶきっかけにもなっている。 				
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> 管理主体 : 京都府が主体となり、N P O 法人に管理委託している 管理規則の有無 : 有（桂川運動公園管理運営要領、平常時の維持管理や出水時における管理体制等の事項を明記） 管理内容 : 公園内草刈、清掃、グラウンド整備を実施 最下流部は草地状態を維持するよう管理 				
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 利用規則の有無 : 有（桂川運動公園管理運営要領） 排他独占利用の有無 : 無（自由利用が原則で、運動広場、ゲートボール場は利用申込によりN P O 法人が利用調整を図っており、トラブル等は起こっていない） 申請内容と異なる利用等 : 無（仮設トイレ設置場所については、淀川河川事務所桂川出張所と協議中） 				
前回審議の意見と対応	<table border="1"> <tr> <th>前回審議の意見</th> <th>前回審議意見の対応</th> </tr> </table>		前回審議の意見	前回審議意見の対応	
前回審議の意見	前回審議意見の対応				
	<ul style="list-style-type: none"> 委託先が積極的に取り組んでいる事例についても積極的にアピールしていってほしい。 占用者説明会でほかの占用者に「良い事例」として紹介していってほしい。 		<ul style="list-style-type: none"> 委託先では、従来から環境問題等に取り組む団体等と連携して、希少植物の花壇移植、環境学習や景観維持等の取組を実施しており、占用者説明会等で積極的に紹介発信を図っていく。 		
環境保全に向けて申請者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 長期的展望 : 環境に負荷をかけない公園の維持管理に努める。 利用者への環境保全の周知 : N P O 法人を通じ環境保全について周知を図る。 環境イベント等 : N P O 法人が主体となり、地域住民を含めた清掃活動の実施清掃活動に参加。 その他 : 最下流部の空間利用(草地のまま自然に任す)を維持する。 ごみの持ち帰りマナーの啓発を行うとともに、放置ごみが見つかったときは、早急に対処。 				
その他	<ul style="list-style-type: none"> 特になし 				

ランク : A

番号	60.桂川運動公園	占用目的	公園	許可受者	京都府	場所	左岸 14.8k-120m～ 15.6k+140m
----	-----------	------	----	------	-----	----	------------------------------

3. 施設の自然環境の状況

(河川管理者作成)

占用地及び周辺の自然環境		<ul style="list-style-type: none"> 当該占用地の前面水域は内湾部に位置し、大規模な砂州が位置する。 占用地は運動場として人工的に整備されている。 京都市の広域避難場所に指定されている。 砂州上の植生は外来種のセイタカアワダチソウ群落などが支配的であるが、水際付近にはヒメムカシヨモギ・オオアレチノギク群落やツルヨシ群集なども広く分布している。 イカルチドリなどの河原の砂礫地に依存する鳥類が見られる。
自然環境上重要な場所		<ul style="list-style-type: none"> 占用地前面の河原には自然な植生群落や裸地があり、多様な環境が形成されており生物にとっての重要な生息場となっていると考えられる。 注目すべき種も確認されている。
水際の状況	水域までの距離	<ul style="list-style-type: none"> 水域までの距離 : 30～140m コンクリート護岸が整備されている。
	水面との高低差	<ul style="list-style-type: none"> 約 4.5m
環境面から見た望ましい利用方針		<ul style="list-style-type: none"> 占用地周辺の河川内の砂州は生物にとって重要な環境と考えられることから、内部に立ち入らないようにすることが望まれる。 特に春～秋かけての生物の繁殖期には生物の忌避行動につながるような行為(河岸に近づく、大きな音が出るなど)は避ける必要がある。 環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用区域内での利用の遵守や環境保全への意識向上を図る。 昆虫等の生息域となる自然環境を広げるために管理区域等の草地の刈り残しを図る。 環境啓発の一環として、利用施設周辺の清掃を行う。 利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。

ランク : A

番号	60.桂川運動公園	占用目的	公園	許可受者	京都府	場所	左岸 14.8k-120m～ 15.6k+140m
----	-----------	------	----	------	-----	----	------------------------------

4. 占用許可期間の更新についての意見

(委員会作成)

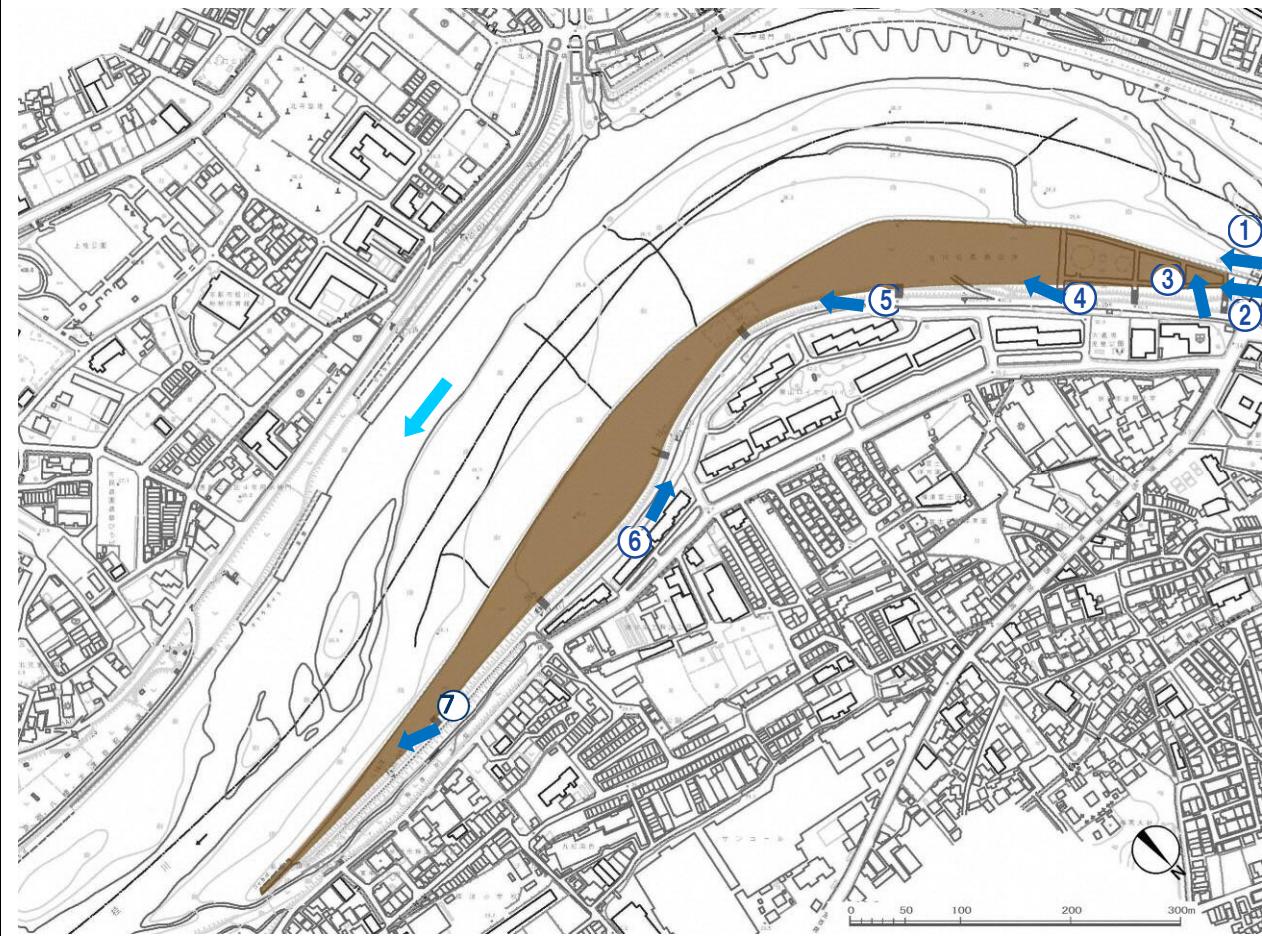
ランク : A

番号	60.桂川運動公園	占用目的	公園	許可受者	京都府	場所	左岸 14.8k-120m~ 15.6k+140m
----	-----------	------	----	------	-----	----	------------------------------

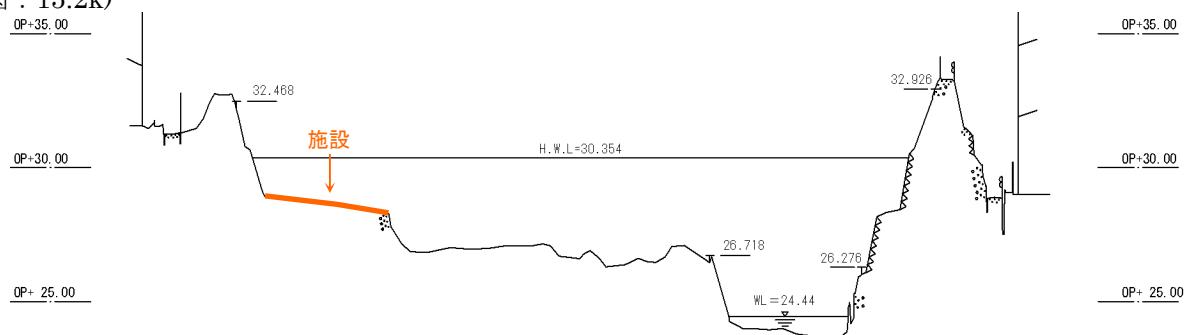
5. 委員会の審議内容に関わる現況写真

(占用者作成)

(平面図)



(断面図 : 15.2k)



①公園と水際



令和7年8月21日撮影

②公園入口



----- 占用区域 -----

令和7年8月21日撮影

ランク : A

番号	60.桂川運動公園	占用目的	公園	許可受者	京都府	場所	左岸 14.8k-120m~ 15.6k+140m
----	-----------	------	----	------	-----	----	------------------------------

(占用者作成)

③占用に関する看板



令和 7 年 8 月 21 日撮影

④上流側グラウンド



令和 7 年 8 月 21 日撮影

⑤ゲートボール場付近



令和 7 年 8 月 21 日撮影

⑥下流グラウンド



令和 7 年 8 月 21 日撮影

⑦最下流の状況



令和 7 年 8 月 21 日撮影

【チェックリスト】

●河川保全利用チェックリストの様式(1/2)

記入者：(京都府労働政策室)

No	確認の視点	確認事項	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進歩	占用者による確認	河川保全利用委員会の意見	河川保全管理者による確認	評価欄	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す (例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等			位置付けはない				○:ある △:検討中 ×:ない		
2	避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等			京都市広域避難場所に指定				○:ある △:検討中 ×:ない			
3	境内地において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか			計画はない				○:ある △:検討中 ×:ない			
4	川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるか (例・水際部の占用面積を縮小 ・グラウンドを親水公園に変更 等・河川敷内で場所移動			計画はない				○:ある △:検討中 ×:ない			
5	検討体制	占用施設の代替地の検討や自然環境に影響が少ない施設への転換に向けて、環境やまちづくりの関係部局と連携しているか、連携部局がある場合には、その名称も合わせて記す		連携していない				○:連携している △:検討中 ×:連携していない			
6	占用目的は「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に合致するか			一部合致している				○:合致する △:一部合致する ×:合致しない			
7	特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか			公平な利用が出来る (管理要領に記載されている)				○:公平に利用できる △:公平に利用できない ×:特定の者が利用			
8	利用状況は占用目的に合致しているか			合致している				○:合致している △:合致していない場合がある ×:合致していない			
9	連携体制	「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に関する取組について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか		連携している (施設利用者や地域住民、河川レンジャーや桂川クラブ)				○:連携している △:検討中 ×:連携していない			
10	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で記述すべき事項を把握しているか (例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営業地、外来種の繁殖等		調査中				○:把握している △:調査中 ×:連携していない			
11		占用区域及びその付近において、水位変動により冠水・搅乱される区域を把握しているか		把握している				○:把握している △:調査中 ×:連携していない			

ハシタク案件のチェックリストの様式(2/2)
 ● 河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:60桂川運動公園)

記入者:(京都府労働政策室)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進歩	占用者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価欄	評価区分	備考
12	施設整備は河川の生態系の連続性(縦断方向及び横断方向)の確保など自然環境に配慮しているか (例)水際部に縦衡斜地を設置等	管理運営は占用区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか (例)採業されたゴミの収集、除草時、水際部刈り残し、野鳥の営巣時期の利用制限等	配慮している(水際部に縦地帯、下流部を自然な形で保全)	配慮している(水際部に縦地帯、下流部を自然な形で保全不法に投棄されたゴミの収集、未利用地の保全、環境学習の実施)	配慮している(水際部に縦地帯、下流部を自然な形で保全不法に投棄されたゴミの収集、未利用地の保全、環境学習の実施)	○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
13	管理運営は占用区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか (例)採業されたゴミの収集、除草時、水際部刈り残し、野鳥の営巣時期の利用制限等	施設利用者に占用区域及びその付近の自然環境に関する情報発信、注意喚起は行っているか (例)情報板設置による環境配慮への啓発等	行っている(環境啓発に係る掲示)	行っている(環境啓発に係る掲示)	行っている(環境啓発に係る掲示)	○:行っている △:検討中 ×:行っていない	○:行っている △:検討中 ×:行っていない	○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
14	占用区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか			行っている	行っている	○:行っている △:検討中 ×:行っていない	○:行っている △:検討中 ×:行っていない	○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
15	不許可の工作物は設置されていないか			ベースやネットなどの工作物が確認されなかつて、管理団体に対し、撤去を指示	ベースやネットなどの工作物が確認されなかつて、管理団体に対し、撤去を指示	○:設置されていない △:設置される場合がある ×:設置されている	○:設置されていない △:設置される場合がある ×:設置されている	○:設置されていない △:設置される場合がある ×:設置されている	
16	不許可の工作物は設置されていないか			使用していない	使用していない	○:使用していない △:使用している場合がある ×:使用している	○:使用していない △:使用している場合がある ×:使用している	○:使用していない △:使用している場合がある ×:使用している	
17	占用区域外を使用していないか (例)トイレ、道具入れ等の工作物設置・グラウンド、駐車場等の造成・利用等	占用区域外を使用していないか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等	支障はない	公園内はバーベキュー禁止であり、啓発を行っている 管理区域外からの持ち込みゴミについても啓発を行い巡回を強めている	公園内はバーベキュー禁止であり、啓発を行っている 管理区域外からの持ち込みゴミについても啓発を行ない巡回を強めている	○:迷惑な利用はない △:迷惑になる場合がある ×:迷惑な利用がある	○:迷惑な利用はない △:迷惑になる場合がある ×:迷惑な利用がある	○:迷惑な利用はない △:迷惑になる場合がある ×:迷惑な利用がある	
18	地域住民の迷惑になる利用がなされているか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等	利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか	管理運営要領を定めている	要領には定めていないが、 管理委託契約書の中で定めている	要領には定めていないが、 管理委託契約書の中で定めている	○:定めている △:検討中 ×:定めていない	○:定めている △:検討中 ×:定めていない	○:定めている △:検討中 ×:定めていない	
19									
20									
21	管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか	委託先が積極的に取り組んでいたり、継続的に実施している希少植物の花壇移植や、「河川レジャーワーク」主導の環境学習等、主目的な取組について、今後占用者説明会周知している(看板、HP等)	地域環境団体「桂川クラブ」	委託先が積極的に取り組んでいたり、継続的に実施している希少植物の花壇移植や、「河川レジャーワーク」主導の環境学習等、主目的な取組について、今後占用者説明会周知していく(良い事例)として紹介、発信を図っています。	委託先が積極的に取り組んでいたり、継続的に実施している希少植物の花壇移植や、「河川レジャーワーク」主導の環境学習等、主目的な取組について、今後占用者説明会周知していく(良い事例)として紹介、発信を図っています。	○:定めている △:検討中 ×:定めていない	○:定めている △:検討中 ×:定めていない	○:定めている △:検討中 ×:定めていない	
22	管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか								

【參考資料】

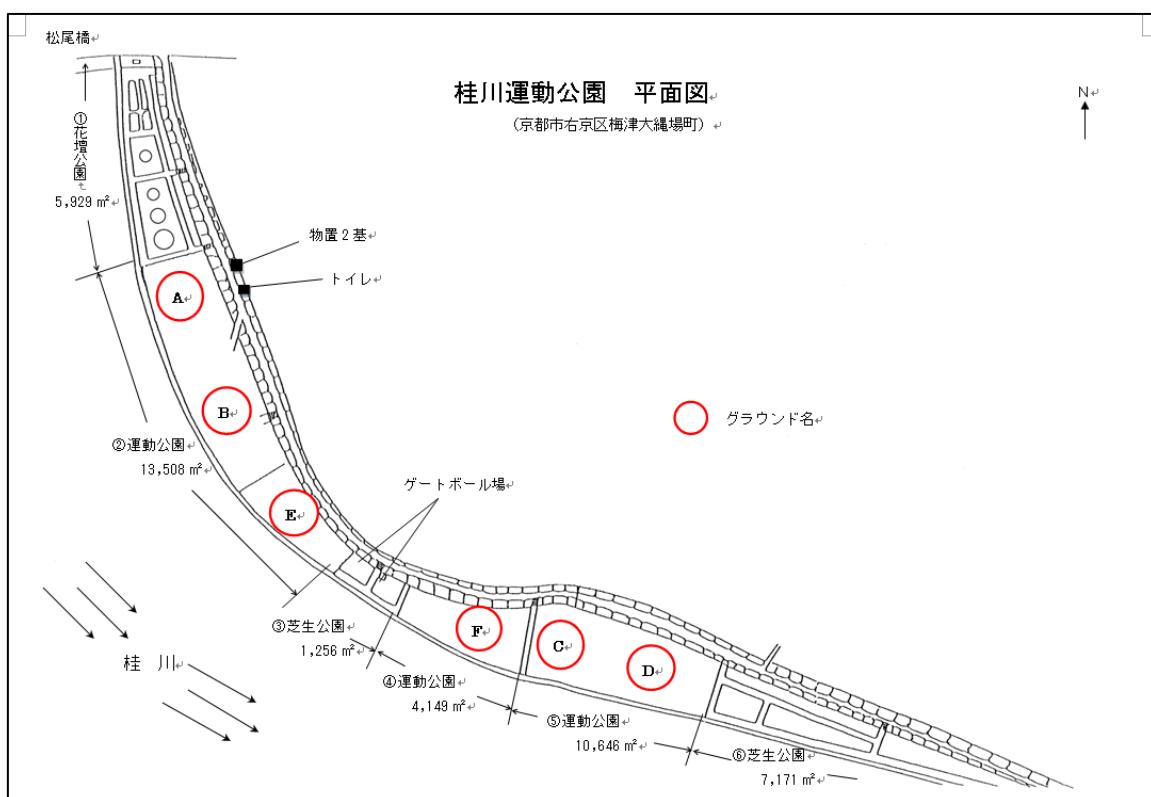
60. 桂川運動公園（京都府）別紙

記入者：労働政策室

1. 利用者数の把握方法

管理を委託しているNPO法人から報告があった人数を記載

2. 利用実態の分かること面



3. 連絡・調整を行った申請担当部局以外の部局や関連団体等

ONPO 法人右京少年野球振興会

- 環境に関する普及・啓発活動の実践状況について確認

【参考資料】河川保全利用委員会速記録

(関連部分のみ抜粋)

■過年度審議結果のレビュー

平成18年 委員会

- ✓ 情報が不足している。
⇒個票等の資料を用意する。

平成19年 委員会

- ✓ 全域にわたって草刈りを行っており、維持管理の方法を工夫して欲しい。
- ✓ 川らしい自然環境を保全・再生するという基本姿勢に立ち、人と川とのつながりを重視した本施設の利用と管理にあたること。
- ✓ 自然空間の中を園路で利用する場所では周囲の自然環境に気配りするといった自然と共存するための方策を、河川管理者と協議の上検討願いたい。
⇒放置自転車、不法投棄等については、河川管理者、NPO法人とも協力して、啓発看板の設置や処分等の対応を行っている。
- ✓ 環境保全に向けた申請者の取り組みについては、NPO法人等を通じて利用者に周知願いたい。
⇒その他環境保全について、NPO法人を通じて利用者に徹底すべくNPO法人と協議中である。

平成20年 委員会

- ✓ 川らしい自然環境を保全・再生するという基本姿勢に立ち、人と川とのつながりを重視した施設の利用と管理にあたること。
⇒放置自転車等はNPOに委託して、環境啓発パトロールなどに取り組んでいる。その他環境保全について、NPOを通じて利用者に徹底すべく検討中である。
- ✓ 占用面積と利用面積を考えて、利用されていない部分を自然の草地に戻すことや環境啓発看板について検討いただきたい。
⇒利用されていない部分は、手を加えることのないよう利用者に徹底を図っており、さらなる積極的な施策については、今後の検討課題としたい。

152

■過年度審議結果のレビュー

平成22年 委員会

- ✓ 川らしい自然環境を保全・再生するという基本姿勢に立ち、人と川とのつながりを重視した施設の利用と管理にあたること。
⇒不法投棄等について、河川管理者やNPOと協力して啓発看板の設置や処分を行い、改善している。
- ✓ 占用面積と利用面積を考えて、利用されていない部分を自然の草地に戻すことや環境啓発看板について検討いただきたい。
⇒利用していない最下流部はできるだけ自然に任せないように管理している。環境保全についてNPOを通じて利用者に徹底すべく指導している。

平成25年 委員会

- ✓ 川らしい利用のあり方について、府内で情報共有や意見交換を進めていただきたい。
⇒桂川流域グリーンネットワークとの連携により、自然環境の把握に努めている。府内の具体的な連携策は協議中である。
- ✓ 啓発看板について、引き続き検討していただきたい。
⇒流域の特徴的な動植物を掲示し、来園者に環境啓発を行っている。

平成28年 委員会

- ✓ 川に近づきやすく、川との関わりを持ちやすいという潜在的ポテンシャルを持っている場所であり、地元NPO、教育関係者、河川レンジャーと協働で、環境学習や環境啓発に関わる活動の展開について検討されたい。

153

■過年度審議結果のレビュー

令和元年 委員会

<<共通事項>>

- ✓ 普及啓発のサインを設置する際には桂川全体で統一したデザインであることが望ましい。
- ✓ サインのうち、生物に関する情報の掲示にあたっては、生物多様性の地域戦略や、すでに実施されている自然生態系調査と整合した内容とするよう努められたい。
- ✓ 河川管理者、公園管理者が協働で、利用者に対し、河川環境に关心を持つてもらえるような働きかけを積極的に行ってほしい。

- ✓ 豊かな河川環境を有し、景観的にも良好な場所であることを活かし、河川環境の魅力を紹介し、利用者に改めて気づいてもらえるような普及啓発のサイン設置について検討されたい。
- ✓ 管理を委託する際の契約書・仕様書等の「環境への配慮」についての記載をさらに工夫し、河川環境を正しく理解し、活用してもらえるように促すことを検討されたい。

令和4年 委員会

- ✓ 希少種の植え替えなどの事例は、ほかの占用地でも参考にできる取り組みと思う。
- ✓ 委託先が積極的に取り組んでいる事例についても積極的にアピールしていってほしい。占用者説明会でほかの占用者に「良い事例」として紹介していってほしい。
- ✓ 京都府スポーツ協会としてもよい事例として多くの団体に紹介していきたい。

65.上野橋東詰公園
(京都市)

記入者：(京都市西部土木みどり事務所)

番号	65. 上野橋 東詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 13.4k+60m ～14.0k+100m
----	-----------------	------	----	------	-----	----	-----------------------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図		現況写真	
現在の利用形態	修景・園路・休憩施設等	都市計画の有無	都市計画決定有:昭和 48 年 2 月 13 日 都市公園開園:平成 12 年 4 月 1 日
占用面積	5,682.27 m ²	付帯施設等	ベンチ
許可の経緯	<当初許可>H11.12.9 <許可期限>R8.11.30		平成 26 年度 53,000 人 平成 29 年度 54,000 人 令和元年度 62,000 人 令和 4 年度 55,000 人 令和 7 年度 75,000 人 (推定)
堤内地・堤外地	堤内地 ・ 堤防 ・  堤外地	利用者数	
周辺の土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堤内地側は住宅を中心にして工場、商業施設等が混在する市街地である。 ・ 周辺の水面も含めた桂川全体が都市計画決定未開園の予定地となっている。 ・ 対岸の堤外地は農地として耕作されている。 		
関連諸計画における占用地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都市緑の基本計画では、緑の配置方針として、緑の軸として位置づけられ、さらに、「新しい緑の創出」の公共公益施設の緑化における水辺の緑の整備政策として、多面的な利用が図れる河川敷公園の整備を掲げている。 ・ 都市計画マスターplanでは右京区の主な公園緑地として位置づけられ、水と緑のうるおい環境の創出を掲げている。 ・ 右京区の基本計画では身近な環境の魅力向上とより良い生活環境づくりとして身近な公園や河川等の清掃や維持管理活動の充実を掲げている。 		
その他特記事項	<p>近年の冠水実績としては、平成 25 年 9 月 16 日の台風 18 号、平成 26 年 8 月 10 日の台風 11 号、平成 29 年 10 月 27 日の台風 21 号、平成 30 年 7 月の集中豪雨によるものがあった。</p> <p>上記冠水によりベンチ下の洗掘に対しては、平成 26 年 3 月 14 日、平成 26 年 8 月 11 日の両日に修繕を実施した。また、台風 11 号に伴う集中豪雨による表土の流失に対し、表土盛土工 (139m³)、張芝工 (1,632 m²)、ベンチ 3 基等の復旧を行った。</p> <p>平成 30 年 7 月の集中豪雨では流木等漂着物の撤去作業を行った。</p>		

番号	65. 上野橋 東詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 13.4k+60m ～14.0k+100m
----	-----------------	------	----	------	-----	----	-----------------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の 必要性	<ul style="list-style-type: none"> 子どもから老人に至るまで、水辺に接した市民の憩いの場、環境学習の場、自然観察の場、親水空間として、市民の高いニーズがある。 京都市における市民1人当たりの公園面積は5.16m²(令和3年度)であり、都市公園法施行令上「住民1人当たりの公園面積の標準は10m²以上」と規定されていることから、公園の整備に努めている。 		
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> 管理主体は、京都市建設局西部土木みどり事務所である。 管理方法は都市公園法、同施行令、同規則、京都市都市公園条例、同条例施行規則に基づき管理している。 一般的には市民が自由に利用できる空間であり通常は許可等を必要としないが、集会、映画撮影等、公園の全部又は一部を独占して利用する場合は条例に基づく許可が必要である。 月2回の請負業者による公園清掃と、一般市民によるボランティア活動として不定期な清掃が実施され、西部土木みどり事務所において隨時ごみ回収を行っている。 		
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 自由利用であるが、条例に基づき火気を禁止していることから、バーベキュー等を禁止している。 車両の乗入れは、管理車両及び許可車以外、原則禁止している。 独占的利用は無い。 駐車場としての利用は行っていない。 一般市民の利用実態は休息等、散策コース及びランニングコースとしての利用が一般的で、ボール遊び等を行う親子連れを見かけることもある。 京都市消防局が、人命救助、救急搬送、消防活動及び人員物資空輸等を目的に、ヘリコプターの離発着場として使用している。 		
前回審議の 意見と対応	前回審議の意見	前回審議意見の対応	
環境保全 に向けて 申請者の 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> サインの設置、草地の刈り残しなどの努力がうかがえる。これまでから「良い方向」に変えたこととして何があるか。他の占用地の参考になるので改善箇所などを占用者説明会でも紹介してほしい。 占用者(行政)の取り組みはちょっとしたとの配慮がなかなかされないことがある。「引継ぎをする」「図面で示す」「現地立会をする」などのことも「良い事例」として挙げていくとよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の歩行環境を維持しつつ、生物の生育環境への影響を抑えるため、夏場の除草は園路沿いのみとしている。(R7年度から実施) 除草範囲については、図面にて指示し、毎年の引継ぎ資料としている。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 特になし。 		

番号	65. 上野橋 東詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 13. 4k+60m ～14. 0k+100m
----	-----------------	------	----	------	-----	----	-------------------------------

3. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

占用地及び周辺の 自然環境		<ul style="list-style-type: none"> 占用地のほとんどは遊歩道として整備されている。 占用地前面の低水路には堰の上流は右岸側に、堰の下流は左岸側に砂州が広がり、ツルヨシ群集を主体としたヨシ原が比較的広く分布している。 占用地の上流側の高水敷はグランドとして利用されており人為裸地や芝地がみられる。 堰の上流は湛水域に、堰の下流には早瀬、中州が存在する。流れは比較的緩い。また、堰の下流では一部ワンド状になっている部分がある。 河岸は自然石張りの護岸が連続する。 護岸前面は植生はほとんどない。 堤内地側は住宅を中心にして工場、商業施設等が混在する市街地 対岸の後背地には水田が広がる。 						
自然環境上重要な場所		<ul style="list-style-type: none"> 占用地周辺では、全体に人工的な環境であるが、上流の砂州、下流の砂州とそこに広がるヨシ原はオオヨシキリ等の生物にとって重要な生息地となっている。 占用地周辺の河川はカワウやサギ類、カモ類といった水鳥や魚類のイトモロコなどの生息地となっている。 						
水際の 状況	水域までの 距離	<ul style="list-style-type: none"> 占用区域から高水敷ののり肩までの距離：約 10m 高水敷ののり肩から水域までの距離：約 2m 石張護岸を隔ててすぐに水域へとつながる。 						
	水面との 高低差	<ul style="list-style-type: none"> 水面との高低差は約 1～2m。 冠水実績：平成 23 年 5 月 12 日集中豪雨 平成 23 年 9 月 3 日台風 12 号 平成 25 年 9 月 16 日台風 18 号 平成 26 年 8 月 10 日台風 11 号 						
環境面から見た 望ましい利用方針		<ul style="list-style-type: none"> 占用地の上流部が砂州となっており、生物にとって重要なゾーンと考えされることから、立ち入らないような制限が必要である。 特に春～秋にかけての生物の繁殖期やカモ類が飛来する冬季には生物の忌避行動につながるような行為（河岸に近づく、大きな音が出るなど）は避ける必要がある。 オオヨシキリの繁殖期（5 月～8 月）にはヨシ原に立ち入らないよう周知する。 開放水面を利用するカモ類等鳥類に対するブラインドとなるよう、水際の高茎草地を保全する。 堰部分は水際に近付くことができるが非常に危険であり、注意を促す必要がある。 昆虫等の生息域となる自然環境を広げるために、管理区域等の草地の刈り残しを図る。 環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用区域内での利用の遵守や環境保全への意識向上を図る。 環境啓発の一環として、利用施設周辺の清掃を行う。 利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。 						

ランク : A

番号	65. 上野橋 東詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 13. 4k + 60m ～14. 0k + 100m
----	-----------------	------	----	------	-----	----	-----------------------------------

4. 占用許可期間の更新についての意見

(委員会作成)

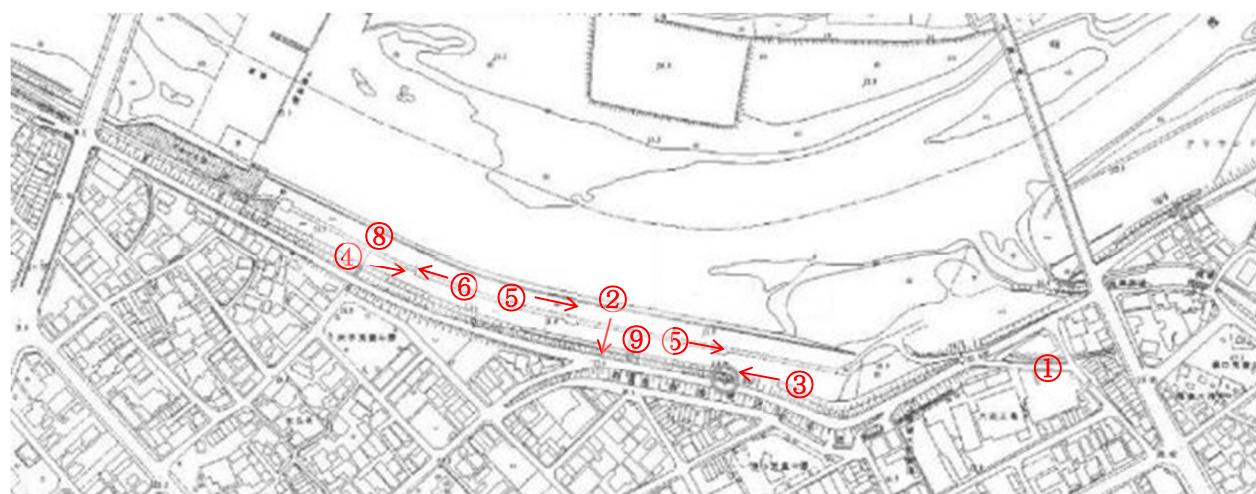
ランク : A

番号	65. 上野橋 東詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 13.4k+60m ～14.0k+100m
----	-----------------	------	----	------	-----	----	-----------------------------

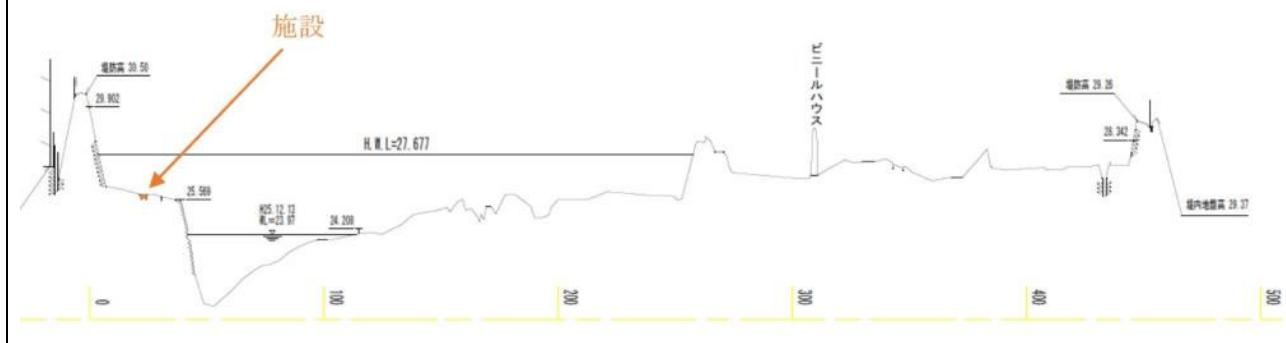
5. 委員会の審議内容に関する現況写真

(写真撮影者 : 占用者)

(平面図)



(断面図 : 13.8k)



①入口



②占用に関する看板



ランク : A

番号	65. 上野橋 東詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 13.4k+60m ～14.0k+100m
----	-----------------	------	----	------	-----	----	-----------------------------

(占用者作成)

③園路



④園路



⑤園路



⑥階段



⑦ベンチ



⑧注意喚起看板



⑨普及啓発看板



【チェックリスト】

● 河川保全利用チェックリスト(占用地 名称_65上野橋東詰公園)

記入者：(京都市西部土木みどり事務所)

No	確認の観点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進歩	占用者による確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価額	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか、具体的な記載箇所を記す(例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等	京都市緑の基本計画、都市計画マスター・プラン、右京区基本計画に都市公園として位置付けられている。					○:ある △:検討中 ×:ない		
2		避難場所等の防災上の位置づけはあるか(例)地域防災計画等		当該公園北側上野橋より上流については避難場所の位置付けがある。また、当該公園は緊急時のハブートとして利用している。				○:ある △:検討中 ×:ない		
3		堤内地において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか		水辺に接した市民憩いの場、環境学習の場、自然観察の場、親水空間として市民の高いニーズがあり、他の代替箇所は考えられない。				○:ある △:検討中 ×:ない		
4		川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるか(例)水際部の占用面積を縮小・グラウンドを親水公園に変更、等		河川敷という環境を利用した公園であるため、代替地を検討していないが、環境政策局環境管理課発行の「京都市生物多様性プラン」では、桂川河川敷は貴重な生き物が見られるところだから、環境部局と連携し、生物多様性を保全する。				○:連携している △:検討中 ×:連携していない		
5	検討体制	占用施設の代替地の検討や自然環境に影響が少ない施設への転換に向けて、環境やまちづくりの関係部局と連携しているか、※連携部局がある場合には、その名称も合わせて記す		水辺に接した市民憩いの場、環境学習の場、自然観察の場、親水空間としての公園であり、占用目的は合致している。				○:合致する △:一部合致する ×:合致しない		
6	占用目的	占用目的は「川らしい利用、川でなければならない利用」に合致するか		自由使用を原則とし、公平な利用が図られている。				○:公平に利用できる △:公平に利用できない場合がある ×:特定の者が利用		
7		特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか		利用状況は占用目的に合致している。				○:合致している △:合致しない場合がある ×:合致していない		
8		利用状況は占用目的に合致しているか		地元住民からなる公園愛護協会を結成し、公園清掃等を実施している。				○:連携している △:検討中 ×:連携していない		
9	連携体制	「川らしい利用、川でなければならない利用」に関する取組について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか						○:把握している △:調査中 ×:連携していない		
10	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか(例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巢地、外来種の繁殖等		貴重種は保全するなど、生物多様性を守る上で重要な地域であることを認識している。				○:把握している △:調査中 ×:連携していない		
11		占用区域及びその付近において、水位変動により冠水・増水される区域を把握しているか		大雨の際に全体が冠水する。冠水被害対策として、緑地などになっている部分に野芝を限り、緑化を図った(平成21年3月)。				○:把握している △:調査中 ×:連携していない		

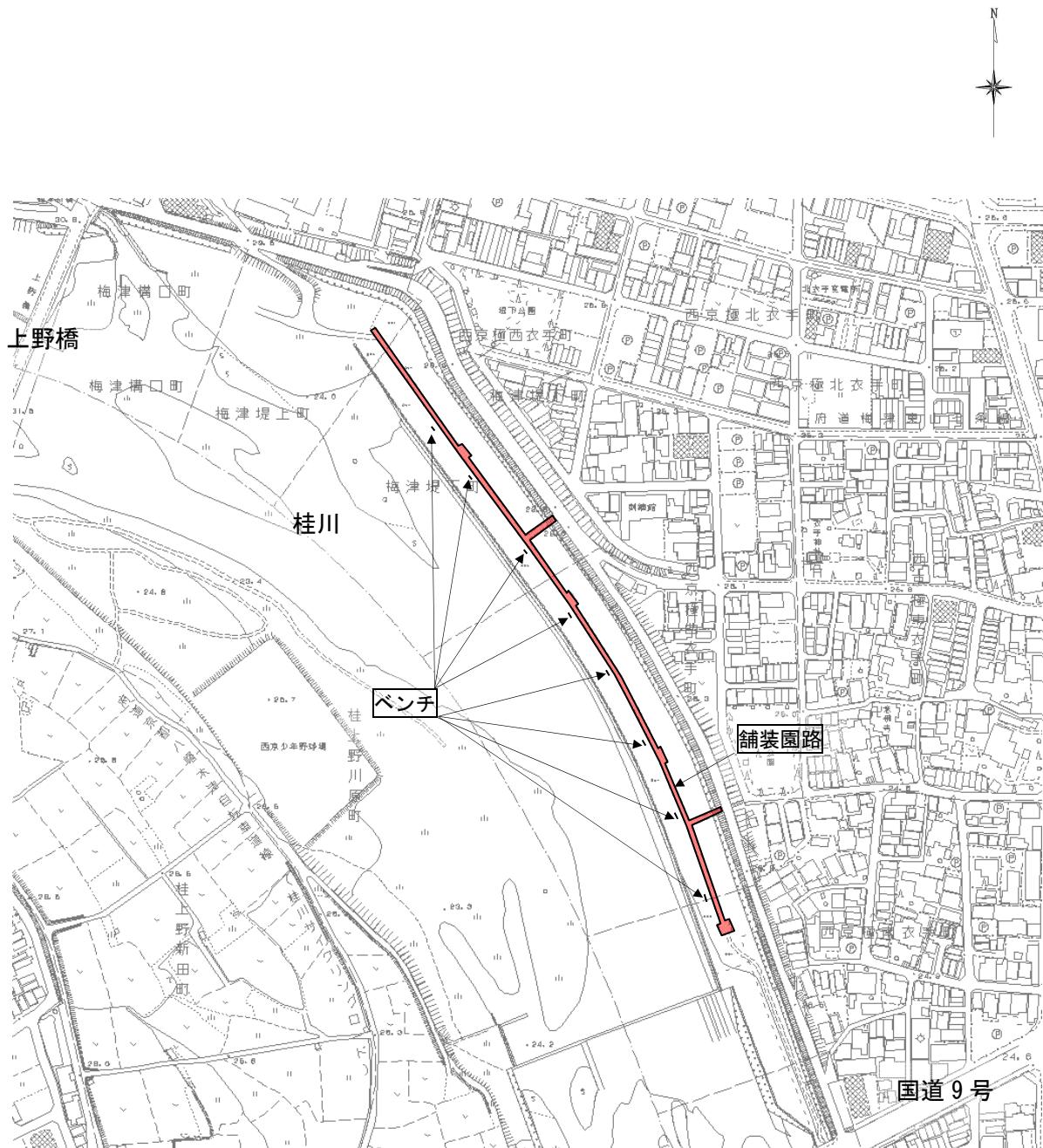
ハシタク案件のチェックリストの様式(2/2)

記入者：(京都市西部土木みどり事務所)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進歩	占用者による確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価欄	評価区分	備考
12	施設整備は河川の生態系の連続性(縦断方向及び横断方向)の確保など自然環境に配慮しているか (例)水際部に縦断軸地を設置等	管理運営は占用区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか (例)投棄されたゴミの収集、除草時、水際部刈り残し、野鳥の営業時期の利用制限等	水際部は一部刈り残されている。	水際部は一部刈り残されている。	○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
13	施設利用者に占用区域及びその付近の自然環境に開く情報発信、注意喚起は行っているか (例)情報板設置による環境配慮への啓発等	施設の設置、草地の刈り残しなどの努力がいかがえる。 これまでから「良い方向」に変えたこととして何があるか。他 の占用地の参考になるので改善箇所などを占用者説明会でも紹介してほしい。	除草時に水際部を一部刈り残している。投棄されたゴミの収集や清掃を実施している。	除草時に水際部を一部刈り残している。投棄されたゴミの収集や清掃を実施している。	○:行っている △:検討中 ×:行っていない	○:行っている △:検討中 ×:行っていない	○:行っている △:検討中 ×:行っていない	○:行っている △:検討中 ×:行っていない	○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
14	占用区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか	占用区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか	民間レベルでの自然観察会が行なわれている。	民間レベルでの自然観察会が行なわれている。	○:設置されている △:設置される場合がある ×:設置されている	○:設置されている △:設置される場合がある ×:設置されている	○:設置されている △:設置される場合がある ×:設置されている	○:設置されている △:設置される場合がある ×:設置されている	○:設置されている △:設置される場合がある ×:設置されている	
15	不許可の工作物は設置されていないか	不許可の工作物は設置されていないか	設置されていない。	設置されていない。	○:使用していない △:使用している場合がある ×:使用している	○:使用していない △:使用している場合がある ×:使用している	○:使用していない △:使用している場合がある ×:使用している	○:使用していない △:使用している場合がある ×:使用している	○:使用していない △:使用している場合がある ×:使用している	
16	適正な利用	占用区域外を使用していないか (例)トイレ、道具入れ等の工作物設置・グラウンド、駐車場等の造成、利用等	占用区域外を使用していないか (例)トイレ、道具入れ等の工作物設置・グラウンド、駐車場等の造成、利用等	占用施設及びその利用者が自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障にならないか	水辺に近く支障とはなっていないが、公園内では動植物の採取を条例で禁じているため、釣りは認めていない。	水辺に近く支障とはなっていないが、公園内では動植物の採取を条例で禁じているため、釣りは認めない。	水辺に近く支障とはなっていないが、公園内では動植物の採取を条例で禁じているため、釣りは認めない。	○:支障はない △:支障になる場合がある ×:支障がある	○:支障はない △:支障になる場合がある ×:支障がある	○:支障はない △:支障になる場合がある ×:支障がある
17	占用区域外を使用していないか (例)トイレ、道具入れ等の工作物設置・グラウンド、駐車場等の造成、利用等	占用施設及びその利用者が自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障にならないか	占用施設及びその利用者が自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障にならないか	地域住民の迷惑になる利用がなされない (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等	路上駐車やバーべキュー、花火等の火気使用があり、指導、啓発防止に努めている。	路上駐車やバーべキュー、花火等の火気使用があり、指導、啓発防止に努めている。	路上駐車やバーべキュー、花火等の火気使用があり、指導、啓発防止に努めている。	○:迷惑な利用はない △:迷惑になる場合がある ×:迷惑な利用がある	○:迷惑な利用はない △:迷惑になる場合がある ×:迷惑な利用がある	○:迷惑な利用はない △:迷惑になる場合がある ×:迷惑な利用がある
18	利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか	利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか	京都都市公園条例により公園利用に関するルールを定めている。	京都都市公園条例により公園利用に関するルールを定めている。	○:定めている △:検討中 ×:定めていない	○:定めている △:検討中 ×:定めていない	○:定めている △:検討中 ×:定めていない	○:定めている △:検討中 ×:定めていない	○:定めている △:検討中 ×:定めていない	
19	管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか	古用者(行政)の取扱いは ちょっとしたことに配慮がある、「引 なかざれないこと」などがある 継続をする「図面表示」、「現地立会をする」などのこと も「良い事例」として挙げてい く以上。	動植物の採取禁止、車両の 乗り入れ及び火気をもてあそ ぶことを禁止している。	動植物の採取禁止、車両の 乗り入れ及び火気をもてあそ ぶことを禁止している。	○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又は ルールを定めていない	○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又は ルールを定めていない	○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又は ルールを定めていない	○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又は ルールを定めていない	○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又は ルールを定めていない	
20	管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか	古用者(行政)の取扱いは ちょっとしたことに配慮がある、「引 なかざれないこと」などがある 継続をする「図面表示」、「現地立会をする」などのこと も「良い事例」として挙げてい く以上。	啓収看板によりゴミの拾棄、 火気使用禁止の周知を行っている。	啓収看板によりゴミの拾棄、 火気使用禁止の周知を行っている。	○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又は ルールを定めていない	○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又は ルールを定めていない	○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又は ルールを定めていない	○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又は ルールを定めていない	○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又は ルールを定めていない	
21	管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか	古用者(行政)の取扱いは ちょっとしたことに配慮がある、「引 なかざれないこと」などがある 継続をする「図面表示」、「現地立会をする」などのこと も「良い事例」として挙げてい く以上。	啓収看板によりゴミの拾棄、 火気使用禁止の周知を行っている。	啓収看板によりゴミの拾棄、 火気使用禁止の周知を行っている。	○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又は ルールを定めていない	○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又は ルールを定めていない	○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又は ルールを定めていない	○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又は ルールを定めていない	○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又は ルールを定めていない	
22	管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか	古用者(行政)の取扱いは ちょっとしたことに配慮がある、「引 なかざれないこと」などがある 継続をする「図面表示」、「現地立会をする」などのこと も「良い事例」として挙げてい く以上。	啓収看板によりゴミの拾棄、 火気使用禁止の周知を行っている。	啓収看板によりゴミの拾棄、 火気使用禁止の周知を行っている。	○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又は ルールを定めていない	○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又は ルールを定めていない	○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又は ルールを定めていない	○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又は ルールを定めていない	○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又は ルールを定めていない	

【參考資料】

利用実態の分かること



利用者数の把握方法

■令和4年7月25日（月）調査

公園内で1時間（15時～16時）あたりの利用者数をカウントした。

⇒36名／時間

この数値に、1日8時間として乗じた。

⇒288名／日

この数値に、京都府の年間降水日数（令和3年度：174日）以外の日数191日を乗じた。

⇒55,008名

上記を丸めた数値を採用

⇒55,000名

■R7用

R4時の 288名／日に

最新の京都府の年間降水日数（令和5年度：104日）以外の日数261日を乗じ、

75,168人 丸めて、75,000人

[グラフで見る京都府の降水日数\(年間\)は多い？少い？\(推移グラフと比較\) | GraphToChart](#)

右京 運動1	桂川緑地上野橋東詰	右京区太秦京ノ道町27-10	設置年月日 平成12年4月1日
			開園面積 15,524

入口はマグネットキー 1235



本公園は国に占用許可を受けている。

管理区域



2回目除草(夏期)は、園路沿いのみ刈る



堤防側：平場は法尻まで(法面は国交省)。階段沿いは刈る。

川側：園路から川側は刈らない(生き物の生育環境確保のため)

① 階段部	機械 I	20 m ²	階段両側、W1.0m
② 路肩部	機械 II	1000 m ²	園路両側、W1.0m
③ 平場(川側残し)	機械 II	6000 m ²	園路～法尻

番号	樹種	種別	寸法			ランク	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	備 考
			H(m)	C(cm)	数量								
①②③	除草(1回目)		20	7000		-	-	5/26					
①②	除草(2回目)		20	1000		-	-	7/31					
①②③	除草(3回目)		20	7000		9/25	10/31						



2 緑の配置方針

緑の機能を効果的に発揮させるためには、緑が単独ではなく、ネットワークを形成し、相乗効果を得られるように配置されていることが重要です。

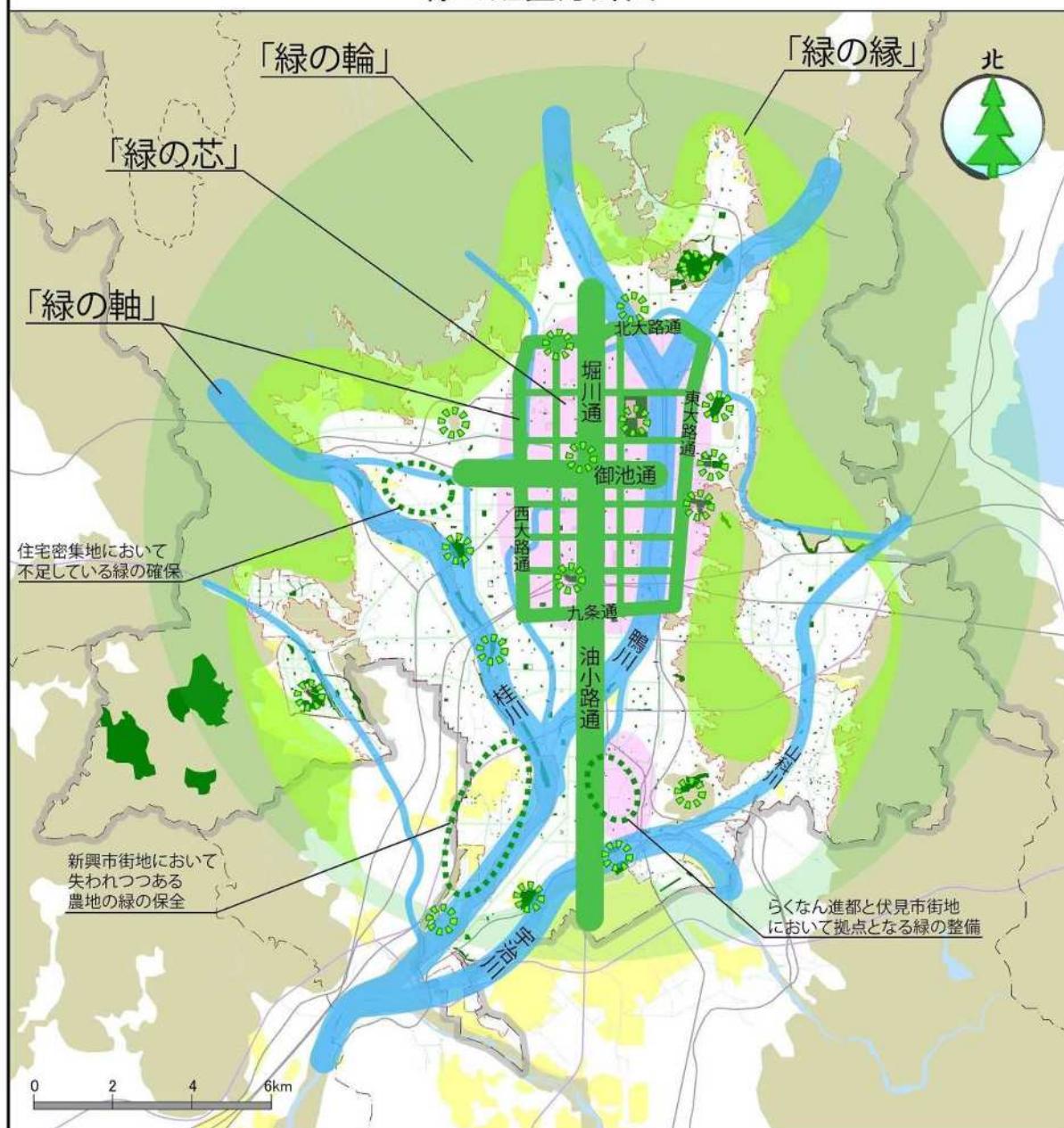
本市では、そのネットワークを「緑の御所車」と名付け、この「緑の御所車」を市民、事業者、行政の協働によって動かしていく姿が「緑の将来像」です。

緑の機能別に見た現況と課題を踏まえ、「緑の将来像」を具現化した緑の配置方針を、以下のとおり定めます。

名称	考え方
緑の輪	本市の市街地を囲み環状に繋げる大きな「輪」を示します。 周辺の山々や南部の巨椋干拓地を主とする田園地帯の緑を、CO ₂ の吸収源、水源涵養、生物の生息・生育空間機能を持つ緑として保全します。
緑の縁	周辺の山々と市街地の境界である「縁（ふち）」を示します。 特に、送り火で知られる五山を含む三山や山すそは、本市の歴史的景観の礎としてかけがえのないものであり、これらの保全に努めるとともに、人との関わりが薄れる中で衰えていた里山の機能を再生するために、市民が自然に親しみ、憩えるような利活用やマネジメントを、市民等との協働により図ります。特に、活断層周辺では、法面崩落や、土砂流出を抑制するため、山林の保全・育成に配慮します。
緑の芯	市民の暮らしの中心となる市街地です。 歴史的市街地に多数ある世界遺産や社寺境内地、文化財等の緑は、「歴史都市・京都」を特徴づける財産として、引き続き保全・活用に努めます。市街地では、面的な緑を新たに増やすことは困難ですが、コンテナ緑化や生け垣緑化、既存公園の再整備などによって、小さいながらも質の高い緑の創出を図り、市民の満足度の向上や防災機能の強化を図ります。
緑の軸	周辺の山々と市街地を結び、ネットワーク化する緑を「軸」として位置付けます。 本市における水と緑のネットワークは、主に三川及び幹線道路（堀川（油小路）通、御池通、北大路通、東大路通、西大路通、九条通等）の街路樹で形成されていますが、京都らしい景観に配慮しながら、街路樹を増やし、また、小河川の緑化を図るなどして、このネットワークを周辺の山々までつなげ、ヒートアイランドの緩和に寄与する風の道の形成、災害時の避難路の強化、更には、生物多様性に寄与する生き物の通り道の確保等を図ります。
緑の核	緑の機能強化が必要な場所を、新たな緑の拠点となる「核」として位置付けます。 主に、環境保全、レクリエーション、防災の3つの機能強化を目的に配置し、農地の維持・活用も視野に入れ、まとまった規模を持つ緑の確保に努めます。



緑の配置方針図



凡例

	公園・緑地
	樹林地・山林
	河川・水面等
	農地
	街路樹
	拠点となる緑(既存)

	緑の輪	周辺の山々や農地 CO2の吸収源、水源涵養、生物の生息空間となる自然の緑
	緑の縁	山すそ、山々と市街地の境界部 借景の緑、里山、散策利用など人の生活と関わる山の緑
	緑の芯	歴史都市京都を特徴づける緑、暮らしの中で実感する身近な緑
	緑の軸	主要な河川、市内の幹線道路 生態系ネットワーク、風の道
	緑の核	緑の機能を強化する地域 緑環境の保全、レクリエーション・防災の緑の創出

(4) 緑豊かな地域における土地利用

①三山をはじめとする自然景観の保全・再生

歴史都市・京都にとって極めて重要な役割を果たしている京都の歴史的景観の背景となる三山や尾根の連なりをはじめとする自然景観について、森林の植生の保全や育成の取組とも連携しつつ、維持・保全を図ります。

■鞍馬地区
(自然風景保全地区)



【具体的な方針】

- ア 市街地景観の背景となる緑豊かな山々の自然景観や歴史的遺産と結びついた風致を維持・保全し、都市全体の美しさや市民の生活環境の保持を図ります。
- イ 三山の山すそなどにおいては、貴重な歴史資源と自然環境が一体となった歴史的風土の維持・保全を図ります。
- ウ 緑豊かな山並みに代表される自然風景を保全・再生し、緑を守り育てます。
- エ 三山とつながりの深い河川空間の景観保全を図ります。

主な施策

- 風致や歴史的風土、自然風景の保全（風致地区や歴史的風土保存区域、自然風景保全地区等）

②市街地内やその近辺における緑の保全

自然と調和したゆとりと潤いのある市街地の形成を図るとともに、生物多様性の恵みを最大限にいかすため、三山の山すそや緑豊かな住宅地、神社仏閣などの市街地内にある緑やその近辺における緑について、それぞれの状況に合わせ、適切に維持・保全を図ります。

■小塩山
(近郊緑地特別保全地区)



【具体的な方針】

- ア 嵐山、松尾、大原野、醍醐などの市街地の近辺における相当規模の広さを有する樹林地を無秩序な開発から保全します。また、小塩山や善峰寺周辺などの特に重要な緑地資源については、保全を図ります。
- イ 洛西中央緑地や吉田山など、市街地内におけるまとまった緑地の保全・活用を図ります。
- ウ 市街地内やその近辺の優良農地は、新鮮な農産物を供給する役割とともに、緑のオープンスペース、避難のための空間、雨水の貯留や都市の水循環機能、公共施設などの保留地といった多様な機能を有する都市に必要なものとして、維持・活用方策を検討します。

主な施策

- 地域の特性に応じた緑地の保全・活用（近郊緑地特別保全地区や特別緑地保全地区等）
- 市街化区域の農地の保全・活用（生産緑地法や都市農地の貸借の円滑化に関する法律の活用）等



2 魅力ある都市環境を 備えたまちづくり

①まちを支える交通システムの実現

右京区では、クルマ中心の交通システムから徒歩や自転車交通、公共交通を中心とした交通システムへの転換等、歩く観光を支える環境づくりを検討していくことが重要です。



栗尾トンネル完成予想図

一方、右京区には、道路幅員の狭い生活への車両の流入、慢性的に渋滞する交差点や未整備の幹線道路といった課題とともに、クルマの利用が不可欠な山間部もあります。生活道路の安全確保や地域の交通基盤の骨格となる道路基盤の整備等、地域の個性に応じた総合的な交通政策の検討が求められています。

そこで、地域の個性に応じた総合的な交通政策を考えるとともに、観光客だけでなく高齢者や子ども等、誰もが「歩きやすいまち」を大きなテーマとして位置付け、幹線道路や身近な生活道路の歩きやすさ、安心して出かけられる公共交通ネットワークの検討を進め、誰でも安心して散策や観光、普段の外出ができるまちづくりを目指します。

具体的な取組内容（例）

- ①地域の個性に応じた総合的な交通政策の実現
- ②歩きやすい、健康、安全、便利な生活道路づくり
- ③使いやすい公共交通ネットワークの形成
- ④歩行者交通、防災を支える、まちの骨格となる幹線道路の整備推進
- ⑤観光地へ集中する自動車交通の転換と分散
- ⑥地域にふさわしい新たな自転車利用の推進

②身近な環境の魅力向上とより良い 生活環境づくり

区民にとって暮らしやすいまちに向けて、地域住民の憩いとふれあいの場であり緊急時には重要なオーブンスペースとなる身近な公園や、地域住民の交流と情報交換の場である身近な地域の商店街や商業拠点等の生活拠点を、より区民に密着したものへと展開させていく取組を進めます。

そして、これらの身近で魅力的な環境を継続的に維持していくためには、地域住民による取組と協力が必要であり、地域住民自らの手で身近な環境の魅力向上を図っていきます。

また、平成20年度には、交通や文化発信の拠点としてのサンサ右京が開設されました。今後こうした地域の大規模な拠点が整備される際には、右京区だけでなく次代の京都を支え、まちを再生する交流拠点や次世代への継承を支えるような拠点としての役割を盛り込んだものとなるよう働きかけていきます。



ふれあいフェスティバル 2010

具体的な取組内容（例）

- ①身近な公園や街路、河川等の清掃や維持管理活動の充実
- ②歩いて暮らせる地域を支える商店街や商業拠点の振興
- ③総合的な拠点整備と連携したまちづくりの推進

京都市広域避難場所一覧

No.	名称	収容人員	面積 (ha)	所在地	北緯	東経
31	塔南高等学校グラウンド	5,000	1.00	南区吉祥院観音堂町	34.966792	135.733465
32	陸上自衛隊桂駐屯地	5,000	1.00	南区久世高田町	34.965368	135.709443
33	桂川左岸(桂大橋～東海道線)	40,000	8.00	南区吉祥院堤外町	34.979755	135.717178
34	久世橋西詰公園	15,500	3.10	南区久世川原町	34.960097	135.723444
35	仁和寺境内	6,500	1.30	右京区御室大内	35.029026	135.713869
36	西京極総合運動公園	36,000	7.20	右京区西京極新明町	34.994162	135.714322
37	西院公園 デルタ自動車四条教習所 四条中学校グラウンド	19,250	3.85	右京区西院安塚町	35.001606	135.721846
38	桂川左岸(松尾橋～上野橋)	31,500	6.30	右京区梅津大繩場町	34.999066	135.694646
39	佛教大学グラウンド 堀川高等学校グラウンド 京都工芸繊維大学嵯峨キャンパス構内	90,000	18.00	右京区嵯峨広沢町	35.024664	135.689701
40	桂川右岸(嵐山公園～松尾橋～上野橋)	68,500	13.70	西京区嵐山東海道町	35.008698	135.687522
41	桂高等学校グラウンド	9,000	1.80	西京区川島松ノ木本町	34.972239	135.703896
42	桂川中学校グラウンド 川岡東小学校グラウンド 牛ヶ瀬公園	11,950	2.39	西京区下津林東大般若町	34.976256	135.716030
43	小畑川中央公園	44,850	8.97	西京区大枝東新林町	34.966296	135.675765
44	境谷小学校グラウンド 洛西中学校グラウンド 境谷公園	13,000	2.60	西京区大原野西境谷町三丁目	34.963324	135.673544
45	竹の里小学校グラウンド 大蛇ヶ池公園	11,150	2.23	西京区大原野東竹の里町四丁目	34.958074	135.673801
46	桂坂小学校グラウンド 大枝中学校グラウンド 国際日本文化研究センター	29,000	5.80	西京区御陵大枝山町二丁目	34.987245	135.664853
47	市立芸術大学	17,100	3.42	西京区大枝沓掛町	34.974911	135.662438
48	東山高等学校総合グラウンド	15,500	3.10	伏見区醍醐内ヶ井戸	34.963407	135.824156
49	京都府警察学校グラウンド 龍谷大学構内	15,000	3.00	伏見区深草塚本町	34.965416	135.767207
50	京都教育大学附属高等学校	18,000	3.60	伏見区深草越後屋敷町	34.950917	135.764524
51	京都教育大学構内	26,250	5.25	伏見区深草藤ノ森町	34.951304	135.773843
52	桃山御陵 伏見桃山城運動公園	108,500	21.70	伏見区桃山町古城山	34.939739	135.778781
53	伏見公園(グラウンド)	9,500	1.90	伏見区桃陵町	34.929197	135.766510
54	下鳥羽公園	9,500	1.90	伏見区下鳥羽西芹川町	34.943358	135.748604
55	三栖公園	11,000	2.20	伏見区下鳥羽六反長町	34.933565	135.752315
56	小栗栖中学校グラウンド 元小栗栖小学校グラウンド	6,400	1.28	伏見区石田川向	34.941977	135.797994
57	栗陵中学校グラウンド 池田小学校グラウンド	5,600	1.12	伏見区醍醐池田町	34.946432	135.808856
58	春日丘中学校グラウンド 日野小学校グラウンド	6,250	1.25	伏見区日野谷寺町	34.938543	135.817284

桂川

桂川（写真 3-3-17）は左京区広河原と、南丹市美山町佐々里を源とし、京都盆地南西部を貫流し淀川に注ぎます。京都盆地に入るまでは、山地の迫る区間が多く、嵐山から下流では市街地が広がります。上流には豊かな自然が残されており、オオサンショウウオをはじめとする貴重な生きものが見られます。また、桂川で採掘された土砂からは、かつて巨椋池で生育していたオグラコウホネ（写真 3-3-18）の埋土種子が見つかっています。オオサンショウウオなどの生息やオオタカの飛来も確認されており、貴重な場所であることが分かっています。このほか、河川敷ではタコノアシ等の湿地性の植物や、草原性の環境を必要とするカヤネズミなどの生きものも見られる、生物多様性のホットスポットといえます。

深泥池

深泥池（写真 3-3-19）は京都盆地の北端（京都市営地下鉄北山駅の北）、丘陵地の谷合にある面積わずか 9ha ほどの池ですが、水生の動植物が豊富で、学術的にも価値が高く、全国で唯一、生物群集が天然記念物に指定されているほか、世界的にも珍しいハリミズゴケとオオミズゴケが形成する浮島湿原（ミズゴケ高層湿原）があります。

この池には 10 万年以上前からの泥炭が堆積しており、その環境が維持されてきたことで、ホロムイソウやミツガシワ（写真 3-3-20）などの氷河期から生き続けてきた貴重な植物が生育しています。その他にも、日本に分布するトンボ（約 200 種）のうち約 3 分の 1 が生息し、鳥類ではヒドリガモやルリビタキなど、水生生物ではフナやスジエビなど、多様な生きものが見られます。

日本の財産といえる深泥池ですが、近年は道路による雨水供給の遮断や、生活排水の流入による富栄養化等により、水生植物の減少が進むとともに、外来種による在来種への影響も大きくなっています。継続した保全対策が必要です。



写真 3-3-17 桂川



写真 3-3-18 オグラコウホネ



写真 3-3-19 深泥池



写真 3-3-20 ミツガシワ

京都市都市公園条例

（趣旨）

第1条 この条例は、都市公園法（以下「法」という。），法に基づく命令その他別に定めがあるもののほか、公園（法第2条に規定する都市公園をいう。以下同じ。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（都市公園の配置及び規模に関する技術的基準）

第1条の2 法第3条第1項に規定する条例で定める基準は、都市公園法施行令（以下「令」という。）第1条の2及び第2条に定める基準とする。

（公園施設の設置基準）

第1条の3 法第4条第1項本文に規定する条例で定める割合は、100分の2（5,000平方メートル以上の敷地面積を有する都市公園にあっては、100分の4）とする。

2 法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、令第6条第2項から第5項までに定める範囲とする。

（指定管理者による管理）

第2条 本市が管理する公園施設（法第2条第2項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）で有料で使用させるもの（以下「有料公園施設」という。）が設置されている公園（以下「有料公園」という。）の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に有料公園の管理を行わせる場合の当該指定管理者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 有料公園の供用に係る業務
- (2) 有料公園の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

（伏見桃山城運動公園の開園時間及び休園日）

第2条の2 伏見桃山城運動公園の開園時間及び休園日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

開園時間 午前6時から午後9時まで

休園日 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

（行為の制限）

第3条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長（指定管理者に管理を行わせる有料公園にあっては、当該指定管理者。以下この条、第6条、第7条第1項及び第12条の2において同じ。）の許可を受けなければならない。

- (1) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (2) 興行を行うこと。
- (3) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長が定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定による許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付付することができる。

(許可の特例)

第4条 法第5条第1項若しくは第6条第1項若しくは第3項又はこの条例第7条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為については、前条第1項又は第3項の規定による許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第5条 何人も、公園において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項若しくは第6条第1項若しくは第3項又はこの条例第3条第1項若しくは第3項若しくは第7条第1項の規定による許可を受けたときは、この限りでない。

- (1) 土地の形質又は物件等の位置若しくは構造を変更し、又は損壊すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は土石若しくは植物を採取すること。
- (3) 烏獣魚貝の類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (5) ごみその他の汚物を捨てること。
- (6) たき火をし、又は火気をもてあそぶこと。

- (7) はり紙若しくははり札をし, 又は広告を表示すること。
- (8) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ, 又は留め置くこと。
- (9) 公園をその用途外に使用すること。
- (10) 前各号のほか, 公園の利用及び管理に支障がある行為をすること。

(利用の禁止及び制限)

第6条 市長は, 次の各号の一に該当するときは, 区域を定めて公園の利用を禁止し, または制限することができる。

- (1) 公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認めたとき。
- (2) 公園に関する工事のためやむを得ないと認めたとき。
- (3) その他公園の管理上必要と認めたとき。
- (4) 前各号のほか, 公園管理上の理由以外の理由に基づき公益上特に必要と認めたとき。

(有料公園施設の使用の許可及び供用日等)

第7条 有料公園施設を使用しようとする者は, 市長の許可を受けなければならない。ただし, 金銭投入装置により使用料を納入して使用するときは, この限りでない。

2 有料公園施設の供用日及び供用時間は, 市長が定める。

3 前項の規定にかかわらず, 指定管理者は, 必要があると認めるときは, 市長の承認を得て, 当該指定管理者が管理する有料公園施設の供用日及び供用時間を変更することができる。

(公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用の許可の申請書の記載事項)

第8条 法第5条第1項に規定する条例で定める事項は, 次に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設けようとするときは, 次に掲げる事項

- ア 申請者の住所, 氏名及び職業 (法人にあっては, 主たる事務所の所在地, 名称, 代表者の氏名及び営業種目。以下同じ。)
- イ 設置の目的
- ウ 設置の期間
- エ 設置の場所
- オ 公園施設の種類, 構造及び数量
- カ 公園施設の管理の方法
- キ 工事の実施方法
- ク 工事の着手及び完了の時期

ケ 公園の復旧方法

コ その他市長が定める事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

ア 申請者の住所、氏名及び職業

イ 管理の目的

ウ 管理の期間

エ 管理する公園施設

オ 管理の方法

カ その他市長が定める事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項

ア 申請者の住所、氏名及び職業

イ 変更する事項

ウ 変更する理由

エ その他市長が定める事項

2 法第6条第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 申請者の住所、氏名及び職業

(2) 管理の方法

(3) 工事の実施方法

(4) 工事の着手及び完了の時期

(5) 公園の復旧方法

(6) その他市長が定める事項

(保証人及び保証金)

第9条 市長は、法またはこの条例の規定による許可に際し、必要があると認めるときは、保証人を立てさせ、または市長が定める保証金を納付させることができる。

(使用料)

第10条 法またはこの条例の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に掲げる額の範囲内において市長が定める使用料を納付しなければならない。

2 市長は、特に必要と認める場合においては、使用料を減免することができる。

3 使用料の徴収について必要な事項は、市長が定める。

(延滞金)

第11条 市長は、前条の規定による使用料を納期限までに納付しない者に対しては、督促状によって納付すべき期限を指定して督促する。

2 前項の規定による督促を受けた者が督促状に指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該金額に、納期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

3 前項に規定する年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者が使用を開始する日の7日前までに使用の取消しを申し出たとき。
- (2) 使用者が災害その他の不可抗力により許可に係る行為を開始し、又は継続することができなくなったとき。
- (3) 法第27条第2項又はこの条例第13条第2項に規定する処分をし、又はこれらに規定する必要な措置を命じたとき。

(特別の設備)

第12条の2 使用者は、使用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

(監督処分)

第13条 市長は、次の各号の一に該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、もしくはその条件を変更し、または行為の中止、原状回復もしくは公園から退去を命ずることができる。

- (1) この条例もしくはこの条例の規定に基づく規則またはこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可につけた条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し前項に規定する処分をし、または同項に規定する必要な措置を命ずることが

できる。

- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 公園の保全または公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 公園管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合
(権利の譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、または使用させることはできない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第15条 第3条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(委任)

第16条 この条例の施行につき必要な事項は、市長が定める。

(過料)

第17条 第13条第1項または第2項（第15条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による市長の命令に違反した者に対しては、10,000円以下の過料を科する。

第18条 市長は、詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対して、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料を科することができる。

(権限の代行に伴う措置)

第19条 法第5条の3の規定により市長に代わってその権限を行なう者は、前2条の規定の適用については、市長とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和35年4月1日から施行する。

(条例の廃止)

2 京都市公園使用条例は、廃止する。

(検討)

3 本市は、第1条の2及び第1条の3第2項の規定において引用する令の規定が改正されたときは、速やかに、これらの条の規定の改正の要否を検討し、その結果に基づき、

本市の区域の実情に応じた基準の策定に取り組まなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表3の改正規定及び附則第3項の規定は同年6月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 この条例による改正後の京都市都市公園条例別表3の規定は、平成25年6月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

現在位置： [トップページ](#) [まちづくり](#) [公園・緑](#) [公園の維持管理](#) 公園愛護協力会について（北部みどり管理事務所）

公園愛護協力会について（北部みどり管理事務所）

ページ番号82103

ソーシャルサイトへのリンクは別ウインドウで開きます

 ツイート シェア

2019年8月27日

公園愛護に参加してみませんか？

京都市が管理している公園では、近隣にお住まいの方々で結成されているボランティア団体によって公園の美化活動を展開していただいているいます。

これは、公園愛護協力会という名称で、概ね各公園を単位に組織されているもので、公園の清掃や除草を中心に、施設の点検、利用マナーの啓発などについても御協力をいただいているいます。

美しく皆に親しまれる公園は、多くの方の努力で成り立っています。

公園を利用される皆さん。利用マナーをしっかりと守っていただくとともに、こうした愛護活動に是非とも御参加いただくようお願いします。

公園愛護協力会にお願いしている作業内容は？

- (1)概ね月1回以上の清掃及び年1回以上の除草作業
- (2)公園設備（照明灯・飲用水栓・トイレ・遊具等の不具合）及び樹木（枯木撤去・枝折切除等）に関する点検と連絡作業
- (3)公園の正しい利用の指導及び公園の美化啓発等

（注意）ボランティア活動の範囲で行っていたいているものですから決して責任を問うようなことはありません。

公園愛護協力会の結成や活動について

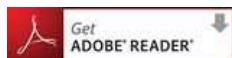
対象となる公園を所管するみどり管理事務所までお気軽にお問合せください。

・北区、上京区、左京区、中京区、右京区、西京区 ⇒ 北部みどり管理事務所（電話：075-882-7019）

・東山区、山科区、下京区、南区、伏見区 ⇒ [南部みどり管理事務所](#)（電話：075-643-5405）

京都市公園愛護協力会要綱

 [京都市公園愛護協力会要綱\(PDF形式, 59.72KB\)](#)



PDFファイルの閲覧には Adobe Reader が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、[Adobe 社のサイトから Adobe Reader をダウンロード（無償）してください。](#)

お問い合わせ先

京都市 建設局北部みどり管理事務所
 〒615-0056 京都市右京区西院西貝川町31
 電話：075-882-7019
 ファックス：075-882-7300

(c) City of Kyoto. All rights reserved.

【参考資料】河川保全利用委員会速記録

(関連部分のみ抜粋)

■過年度審議結果のレビュー

平成20年 委員会

- ✓ 水面と高水敷の比高が小さく冠水頻度も高いため、桂川本来の特徴が残る空間である。場の特性を活かして、水際の植生を刈り残し緩衝帯とするなどの工夫を検討いただきたい。
⇒当公園は芝地から水辺を観察する場であり、水辺寄りを刈り残した場合、公園からの水辺景観が損なわれ、水面との境界も不明確となり、転落などの事故が想定され危険である。

平成23年 委員会

- ✓ 生き物が移動できる回廊を確保するために、水際部分の草を刈り残す工夫をしていただきたい。河川区域の刈り残しについても考慮いただきたい。
⇒堤防裾と水際部の草を残して除草している。
- ✓ 桂川の占用地の中でも子どもたちが川で遊べる数少ない空間であるため、よりよい管理をしていただきたい。
⇒冠水により、漂着ゴミの堆積や土が洗われるため、良好な状態に復旧するよう努めている。

平成26年 委員会

- ✓ 動物の回廊としての役割を維持するため、川側は幅をもって草を刈り残すように管理されたい。
- ✓ 川らしい場所は、占用区域外であってもその活用を考慮していただきたい。

165

■過年度審議結果のレビュー

平成29年 委員会

- ✓ 開放的であり、河原の豊かな自然を感じながら、散策、ランニング、サイクリングなど多様な利用形態を楽しむことのできる場として適正な管理がなされている。今後も周辺の環境上の重要箇所と景観の保全に配慮して、適正に管理されたい。
- ✓ 周辺にはカモ類などの水鳥の利用が見られ、府や国の生物調査結果等を参考に、周辺に生息する生物を紹介する看板の設置など、利用者への周知について検討されたい。
- ✓ 前回意見を踏襲し、生物の回廊としての機能を維持するため、川側の草の刈り残しなどに配慮した管理に、引き続き努められたい。

令和元年 委員会

«共通事項»

- ✓ 普及啓発のサインを設置する際には桂川全体で統一したデザインであることが望ましい。
- ✓ サインのうち、生物に関する情報の掲示にあたっては、生物多様性の地域戦略や、すでに実施されている自然生態系調査と整合した内容とするよう努められたい。
- ✓ 河川管理者、公園管理者が協働で、利用者に対し、河川環境に关心を持ってもらえるような働きかけを積極的に行ってほしい。

- ✓ 利用促進について積極的に取り組まれているとのことで評価できる。今後、「川らしい利用」についても推進や、啓発看板の設置についても検討されるとのことなので期待したい。
- ✓ 下流の井堰が撤去され、河川環境が変化している良い機会であり、興味を持ってもらえるような取り組みについて検討されたい。

166

■過年度審議結果のレビュー

令和4年 委員会

- ✓ サインの設置、草地の刈り残しなどの努力がうかがえる。これまでから「良い方向」に変えたこととして何があるか。他の占用地の参考になるので改善箇所などを占用者説明会でも紹介してほしい。
- ⇒過年度委員会での指摘を受けてH27頃から変えた。業者には図面で示し、契約後早期に現地立会をして指導するようにしている。
- ⇒占用者説明会では指針の説明の中で「良い事例」は説明するようにしている(離宮前公園のサインなど)。今後も指針に反映していきたい。
- ✓ 占用者(行政)の取り組みはちょっとしたことの配慮がなかなかされないことがある。「引き継ぎをする」「図面で示す」「現地立会をする」などのことも「良い事例」として挙げていくよい。
- ✓ 離宮前公園のサインの事例良いと思ったが、上野橋でも同様に取り組まれていてよい。公園ごとに生息する生き物が違うなど、表示にオリジナリティがある点もとても良い。

56.久世橋東詰公園 (京都市)

記入者：京都市建設局土木管理部南部土木みどり事務所

ランク : A

番号	56. 久世橋東詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 10.0k-71m~10.4k+38m
----	-------------	------	----	------	-----	----	------------------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図		現況写真	
			
			(撮影者 : 占用者 撮影日 : 令和 7 年 8 月 14 日)
現在の利用形態	・運動広場 ・多目的広場 ・テニスコート ・遊戯広場	都市計画の有無	有
占用面積	14,672.95 m ²	付帯施設等	座板ベンチ 13 基
許可の経緯	<当初許可> S60.3.19 <許可期限> R8.3.31	利用者数	令和 4 年度 22,000 人 令和 5 年度 21,000 人 令和 6 年度 17,000 人
堤内地・堤防・堤外地	堤内地 ・ 堤防 ・ 堤外地		
周辺の土地利用の状況	・堤内地側は、住宅地を中心にして工場、商業施設等が混在する市街地である。 ・占用地の上流の堤内地側には、有料公園施設が位置している。 ・未利用地はない。		
関連諸計画における占用地の位置付け	・広域避難場所 ・特になし		
その他特記事項	・市民のレクリエーションのための広場として昭和 60 年 3 月 19 日付けで占用許可を受け、以後も占用の継続を行い現在に至っている。 ・平成 28 年度に桂川出張所が既設じゃぶじゃぶ池の撤去を行った。		

ランク：A

番号	56. 久世橋東詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 10.0k-71m~10.4k+38m
----	-------------	------	----	------	-----	----	------------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 当該公園は、南区吉祥院地区において、久世橋上流の桂川左岸河川敷の運動公園を主体として昭和57年頃から緑地公園化の要望があり、京都市としてこの要望に応えるために運動広場を中心に芝生広場を含んだ緑地公園として整備したものである。 市民のレクリエーションのための広場として利用を図るため、河川占用許可を受け、一般市民に開放し多大の効果を上げており、利用者が気軽に利用できる公園として親しまれている。 京都市における市民一人当たりの公園面積は 5.21 m² (令和 6 年度) であり、都市公園法施行令で「住民一人当たりの公園面積の標準は 10 m²以上」と規定されていることから、公園の整備に努めている 		
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> 管理主体は、京都市建設局土木管理部南部土木みどり事務所である。 利用規則はない。 定期的に除草及び清掃を行っている。 <p>＜占用地内のヨシ帯＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 礫間浄化施設（平成 2 年度整備）と合わせて天神川の流水保全施設として機能している。 取水口を天神川に設け、桂川に排水している。 施設管理（礫間浄化施設）は、淀川河川事務所で実施している。 		
利用状況			
前回審議の意見と対応	<p>前回審議の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位計画での位置づけ、環境計画上の位置づけについても期待されている箇所であることがうかがえる。念頭に置いて管理されたい。 グリーンベルト、エコトーン帯の保全については過年度から指摘されているが、現実的には地元要望で全面刈り取りとなっているという説明だった。草がボーボーに生えている状況は、一般には見苦しい、汚いという印象を持たれる。一旦きれいに刈ったうえで、刈らない場所には「環境保全帯」などのサインを設置するなどの対応をすればよいのではないか。具体に動いてもらいたい。 		前回審議意見の対応
環境保全に向けて申請者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 長期的展望：「京都市緑の基本計画」の中で、当該公園を含む桂川周辺を緑の軸と定め、重点的にみどりを増やす代表的な場所と位置付けている。 利用者への環境保全の周知：現時点では未定 		
その他	特になし		

ランク：A

番号	56. 久世橋東詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 10.0k-71m~10.4k+38m
----	-------------	------	----	------	-----	----	------------------------

3. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

占用地及び周辺の自然環境		<ul style="list-style-type: none"> 当該占用地の前面水域は堰を中心に、流れのゆるい水面が連続する。 砂州は大きくなっているが、水際には抽水植物などが見られる。 水際にはヤナギなども見られる。 中州を中心に鳥類が多く確認されている。 湛水面ではカモ類などが確認される。
自然環境上重要な場所		<ul style="list-style-type: none"> 抽水植物の豊富な水際の環境は多くの水生生物の生息場となっている。 中州においてサギの集団繁殖地が確認されている。 注目すべき種も確認されている。
水際の状況	水域までの距離	<ul style="list-style-type: none"> 水域までの距離：約 2~3m 水際にはフェンスが設置されている。 堰下流では植生に覆われるが急峻な法面で水面と接している。 堰上流では砂州が前にあり水際は急峻である。
	水面との高低差	<ul style="list-style-type: none"> 約 2~3m
環境面から見た望ましい利用方針		<ul style="list-style-type: none"> 中州においてはサギ類やシギ・チドリ類、オオヨシキリなどの繁殖が見られるため、繁殖時期である春～夏にかけては、忌避行動につながるような行為（河岸に近づく、大きな音を出すなど）は避ける必要がある。 冬季を中心としたカモ類の飛来時期には、特に上下流のカモ類の集団越冬周辺では、生物の忌避行動につながるような行為は避ける必要がある。 水際に形成されつつある植生群落は中州との間を遮るバッファーゾーンとしての機能があると考えられるため、保全が必要である。 堰部分は水際に近付くことができるが非常に危険であり、注意を促す必要がある。 昆虫等の生息域となる自然環境を広げるために、占用範囲周辺にある、占用者が除草等の管理を行う管理区域等の草地の刈り残しを図る。 環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用区域内での利用の遵守や環境保全への意識向上を図る。 環境啓発の一環として利用施設周辺の清掃を行う。 利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。

ランク：A

番号	56. 久世橋東詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 10.0k-71m~10.4k+38m
----	-------------	------	----	------	-----	----	------------------------

4. 占用許可期間の更新についての意見

(委員会作成)

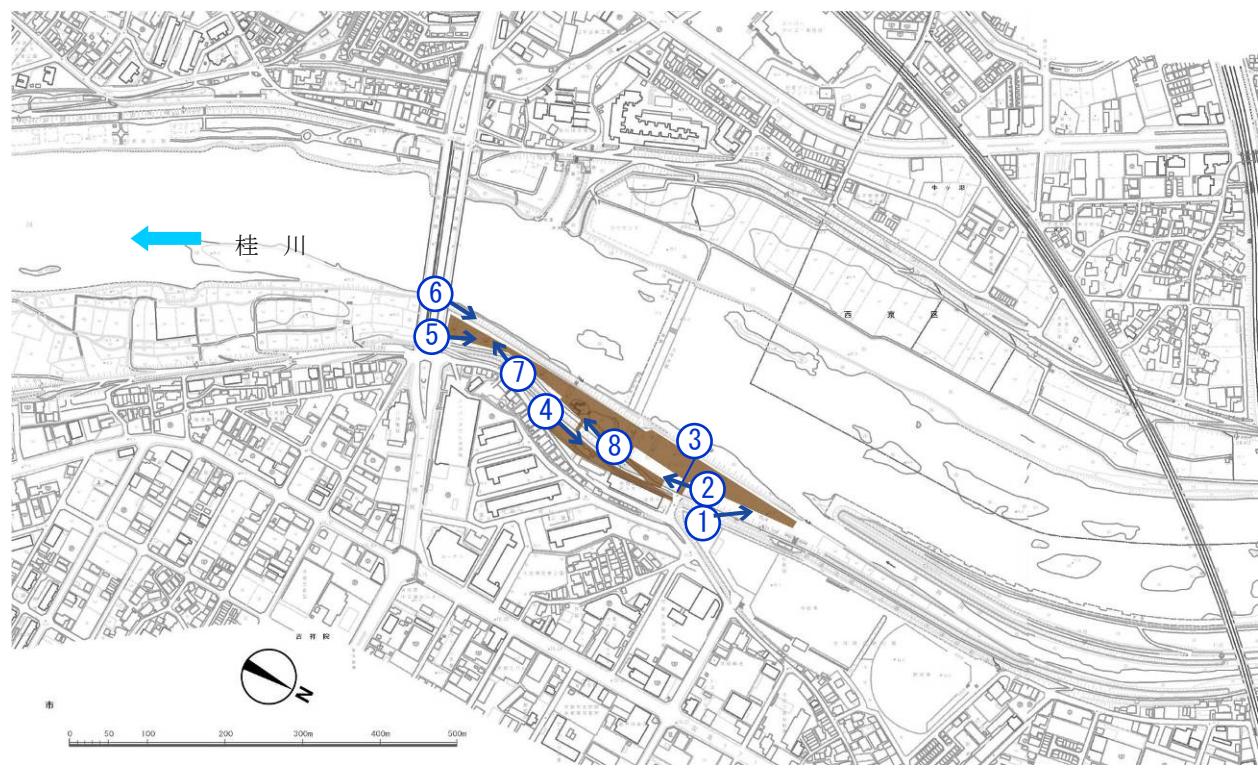
ランク : A

番号	56. 久世橋東詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 10.0k-71m~10.4k+38m
----	-------------	------	----	------	-----	----	------------------------

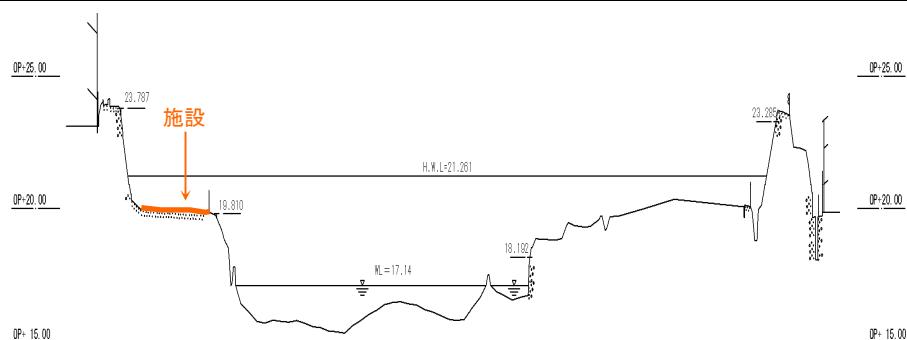
5. 委員会の審議内容に関わる現況写真

(撮影者 : 占用者, 撮影日 : 令和 7 年 8 月 14 日)

(平面図)



(断面図 : 10.2k)



① 上流側



② 堤防道路



ランク : A

番号	56. 久世橋東詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 10.0k-71m~10.4k+38m
----	-------------	------	----	------	-----	----	------------------------

(占用者作成)

③ 広域避難場所案内看板



④ 遊戯広場



⑤ テニスコート



⑥ 河川との境界



⑦ テニスコート



⑧ 中部草地



【チェックリスト】

△ランク案件のチェックリストの様式(1/2)
●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:56久世橋東詫公園)

記入者:(京都市建設局土木管理部南部土木みどり事務所)

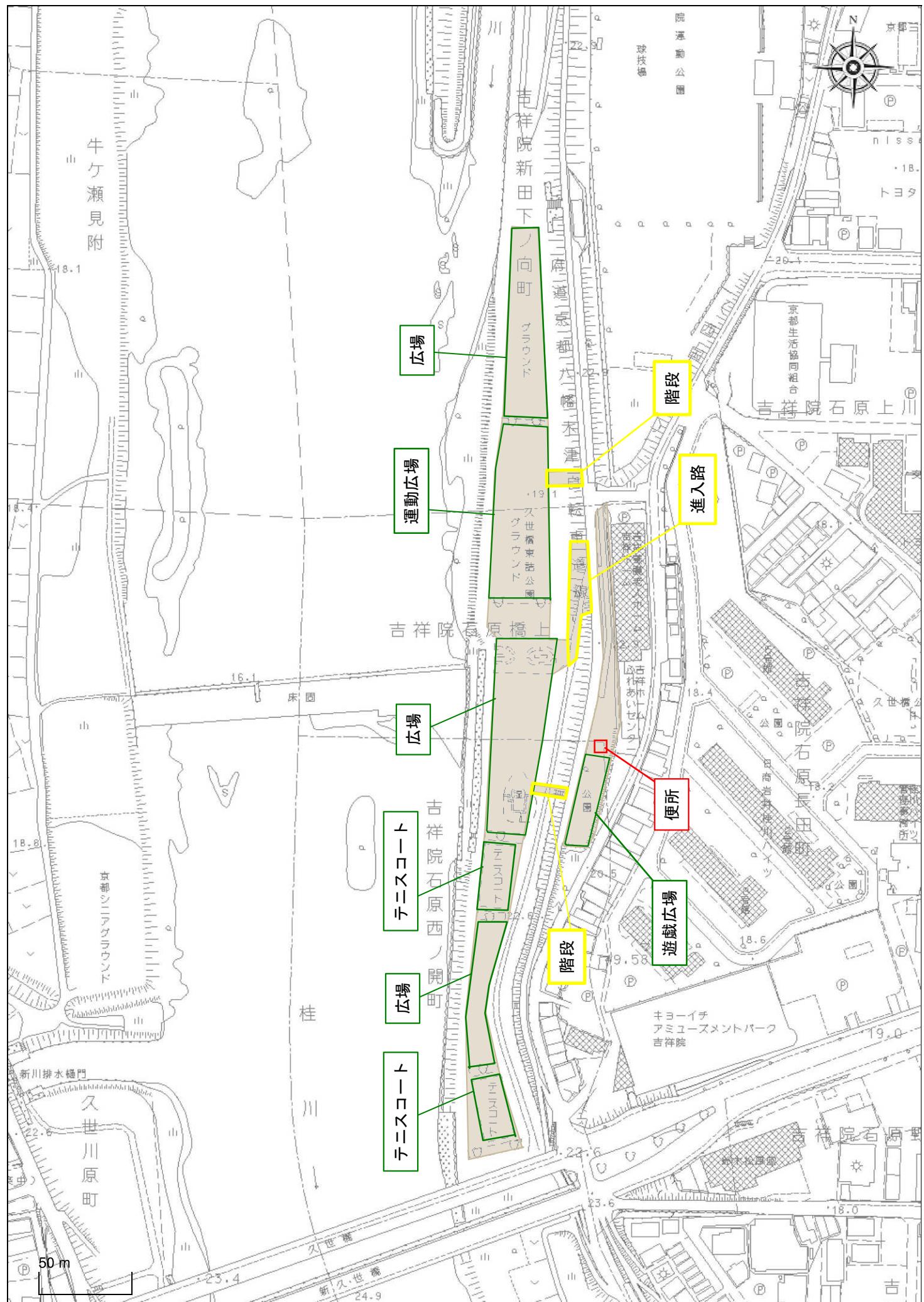
No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価欄	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す (例)総合計画、都市計画、総合基本計画等	上位計画での位置づけ、環境計画上の位置づけについてある箇所についても記載される。念頭に置いて管理されたい。	都市計画マスタープランにおいて都市計画公園に位置づけられている。	○:ある △:検討中 ×:ない	○:ある △:検討中 ×:ない	○:ある △:検討中 ×:ない	○:ある △:検討中 ×:ない	
2		避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等		京都都市地域防災計画において指定されている。					
3		堤内地において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか		計画はない。					
4		川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるか (例)・水際部の占用面積を縮小 ・グラウンドを親水公園に変更 ・河川敷内で場所移動		計画はない。					
5	検討体制	占用施設の代養地の検討や自然環境に影響が少ない施設への転換に向けて、環境やまちの関係部局がある場合には、その名称も合わせて記す		連携していない。					
6	占用目的	占用目的は「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に合致するか		占用目的は公園であるが、水辺に近い市民憩いの場、自然豊かな場、自然観察の場という点で一部合致している。					
7		特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか		自由使用としている。					
8		利用状況は占用目的に合致しているか		自然と触れ合える市民憩いの広場として、目的に合致している。					
9	連携体制	「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に関する取組について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか		使用については自由使用と位置づけており、施設利用者と占用者の間で連携はない。					
10	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか (例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巢地、外来種の繁殖等		自ら調査は実施していないが、保全利用委員会の調書に記載されている事項は把握している。					
11		占用区域及びその付近において、水位変動により冠水・壊滅される区域を把握しているか		基本的に自然河岸であるため、ほぼ全域にわたり冠水する可能性があるが、具体的な降雨量との相関は不明。直近では、令和元年9月16日台風10号に伴う増水により冠水した。					

▲ランク案件のチェックリストの様式(2/2)

記入者：(京都市建設局土木管理部南部土木みどり事務所)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進歩	占用者による確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価欄	評価区分	備考
12	施設整備は河川の生態系の連続性維持方 向及び横断方向の確保など自然環境に配慮 しているか (例)水際部に緩衝緑地を設置等	グリーンベルト、エコトーン帯 の保全については過年度から指摘されているが、現実的に地元で全面刈取りとなつてゐるという状況だつた。利用者からの要望もあるため、運搬広場やテニスコートの周囲では、管理区域全面を除草せざるを得ない。	現在のところ、利用者からの要望もあり、刈り残し等の対策をとる予定はない。					○：配慮している △：検討中 ×：配慮していない		
13	管理運営は占用区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか (例)採集されたゴミの収集、除草時の水際部刈り残し、野鳥の営巣時期の利用制限等	管理運営は占用区域及びその付近の自然環境に関する情報発信、注意喚起は行ってい (例)情報版設置による環境配慮への啓発等	ゴミ収集は定期的に実施して いる。 水際部は占用範囲外の部分 が敷地存在しております、人の手 がほとんど加えられていない、 ここから、自然な状態が保た れていてもらいたい。					○：配慮している △：検討中 ×：配慮していない		
14	施設利用者に占用区域及びその付近の自然環境に関する注意喚起は行つて (例)情報版設置による環境配慮への啓発等	施設利用者に占用区域及びその付近の自然環境に関する注意喚起は行つて (例)情報版設置による環境配慮への啓発等	不法投棄禁止やゴルフ禁止 等、公園利用の視点での注意 喚起は、看板の掲示により実 施している。					○：行つている △：検討中 ×：行っていない		
15	占用区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか	占用区域及びその付近の自然環境を活かし た環境学習・保全活動を行っているか	占用者主導の活動は予定して いないが、利用者や他の行政 機関等から、当該目的での利 用について申し入れがあれば、 可能な範囲で対応する。					○：行つている △：検討中 ×：行っていない		
16	適正な利用	不許可の工作物は設置されていないか	設置されていない。					○：設置されていない △：設置されている ×：設置していない		
17	占用区域外を使用していないか (例)トイレ、道具入れ等の工作物設置・グラ ウンド、駐車場等の造成・利用等	占用区域外を使用していないか (例)トイレ、道具入れ等の工作物設置・グラ ウンド、駐車場等の造成・利用等	使用していない。					○：使用していない △：使用している場合 ×：使用していない		
18	占用施設及びその利用者が自然觀察や水面 利用(カヌー、釣り等)などを行つる河川利用者 の水辺へのアクセスの支障になつていないか	占用施設及びその利用者が自然觀察や水面 利用(カヌー、釣り等)などを行つる河川利用者 の水辺へのアクセスの支障になつていないか	地域住民の迷惑となる利用がなされていない (例)施設利用者によるゴミの放置、車両通行 や路上駐車による交通問題、騒音等					○：支障はない △：支障がある ×：支障がある		
19	利用状況をふまえた管理運営・利用のルール を定めているか	利用状況をふまえた管理運営・利用のルール を定めているか	ゴミの不法投棄がある場合が ある。巡視点検時の発見や、 通報を受け次第、撤去してい る。					○：迷惑な利用はなし △：迷惑になる場合がある ×：迷惑な利用がある		
20	管理運営・利用のルールに自然環境の保全・ 再生に関する事項は定めているか	利用状況をふまえた管理運営・利用のルール を定めているか	当該公園に関する特別な管理 規則は定めていない。一般的 な公園管理に適用する法律・ 条例等に則つて管理している。					○：定めている △：検討中 ×：定めていない		
21	管理運営・利用のルールは施設利用者及び 管理運営者に周知しているか	管理運営・利用のルールに自然環境の保全・ 再生に関する事項は定めているか	特に定めていない。					○：定めている △：検討中 ×：定めていない、又は ルールを定めていない		
22	施設利用者からの問合せに 対して、自由使用としている旨 を説明しているか	施設利用者からの問合せに 対して、自由使用としている旨 を説明しているか						○：定めていない △：検討中 ×：定めていない		

【參考資料】



利用者数の把握方法

56.(久世橋東詰公園)

■令和4年度

令和4年9月16日（金）（晴れ）調査

公園内で1時間(14時～15時)あたりの利用者数をカウントした。

⇒10名

この数値に、1日8時間として乗じた。

⇒80名

この数値に、京都府の年間降水日数（令和4年：85日）以外の日数280日を乗じた。

⇒22,400名

上記を丸めた数値を採用

⇒22,000名

■令和5年度

令和5年度9月13日（水）（晴れ）調査

公園内で1時間(14時～15時)あたりの利用者数をカウントした。

⇒10名

この数値に、1日8時間として乗じた。

⇒80名

この数値に、京都府の年間降水日数（令和5年：104日）以外の日数262日を乗じた。

⇒20,960名

上記を丸めた数値を採用

⇒21,000名

■令和6年度

令和6年度10月10日（木）（晴れ）調査

公園内で1時間(11時～12時)あたりの利用者数をカウントした。

⇒8名

この数値に、1日8時間として乗じた。

⇒64名

この数値に、京都府の年間降水日数（令和5年：104日）※以外の日数261日を乗じた。

⇒16,704名

上記を丸めた数値を採用

⇒17,000名

※令和6年の年間降水日数のデータ公開がないため、令和5年の値を準用

【参考資料】河川保全利用委員会速記録

(関連部分のみ抜粋)

■過年度審議結果のレビュー

平成20年 委員会

- ✓公園内に整備されている「じゃぶじゃぶ池」の必要性を再検討すべきである。
⇒じゃぶじゃぶ池は子供の遊び場として活用しており、必要な施設である。
- ✓公園整備箇所と一体となった水辺のあり方について、河川管理者と占用者が共に考えていただきたい(水際部が活用されていないことに対する指摘)。

平成22年 委員会

- ✓水辺と公園の連続性をもたせる工夫、利用者への環境啓発などの工夫を進めていただきたい。
⇒水辺との連続性を持たせる整備についてご指摘いただいているが、占用範囲外の整備が必要なこともあります、現時点では計画していない。

平成25年 委員会

- ✓前回審議での意見を継承する。環境啓発は、引き続き工夫を進めていただきたい。
- ✓水がない状態で存置されているじゃぶじゃぶ池は、今後どのように利用するかを判断し、対応策を検討されたい。
- ✓柵を不連続にするなど、水辺と公園が共存できるような工夫を検討されたい。

平成28年 委員会

- ✓水際部を含めた河川空間の利活用については、個別の占用地だけでなく桂川全体で検討していく必要がある。
- ✓安全柵の補修にあたり、景観面での配慮についても検討されたい。
- ✓水際の植物帯(グリーンベルト・エコトーン帯)の保全について、環境部局と協働で取り組まれたい。
⇒前回指摘を受け、じゃぶじゃぶ池は撤去工事を進めている。

143

■過年度審議結果のレビュー

令和元年 委員会

<<共通事項>>

- ✓普及啓発のサインを設置する際には桂川全体で統一したデザインであることが望ましい。
- ✓サインのうち、生物に関する情報の掲示にあたっては、生物多様性の地域戦略や、すでに実施されている自然生態系調査と整合した内容とするよう努められたい。
- ✓河川管理者、公園管理者が協働で、利用者に対し、河川環境に关心を持つてもらえるような働きかけを積極的に行ってほしい。

- ✓柵の設置について、均一のものではなく、河岸の形状等によってタイプを工夫するなどの検討をされたい。
- ✓草地について、川らしい景色を形成するという機能もあるため、部分的に借り残すなどの工夫について検討されたい。
- ✓遊具やベンチについて、損傷し危険な状態となっているものについては、速やかに使用禁止等の措置を取られたい。

令和4年 委員会

- ✓上位計画での位置づけ、環境計画上の位置づけについても期待されている箇所であることがうかがえる。念頭に置いて管理されたい。
- ✓グリーンベルト、エコトーン帯の保全については過年度から指摘されているが、現実的には地元要望で全面刈り取りとなっているという説明だった。草がボーボーに生えている状況は、一般には見苦しい、汚いという印象を持たれる。一旦きれいに刈ったうえで、刈らない場所には「環境保全帯」などのサインを設置するなどの対応をすればよいのではないか。具体に動いてもらいたい。

144

55. 久世橋西詰公園 (京都市)

記入者：京都市建設局土木管理部南部土木みどり事務所

ランク : A

番号	55. 久世橋西詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	右岸 8.8k-49m~10.0k
----	-------------	------	----	------	-----	----	-------------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図		現況写真	
			<p>(撮影者: 占用者) 撮影日: 令和 7 年 8 月 14 日)</p>
現在の利用形態	・多目的広場	都市計画の有無	有
占用面積	3,451.60 m ² (当初許可時) 24,006.10 m ² (S60 許可時) 25,243.25 m ² (H30.3.31 に変更)	付帯施設等	ベンチ (背付 6 基, 座板 10 基) 移動式便所 1 基 単式シーソー他遊具 11 基 砂場 4 箇所 水栓 2 基
許可の経緯	<当初許可> S45.10.24 <許可期限> R9.3.31	利用者数	令和 4 年度 7,000 人 令和 5 年度 6,000 人 令和 6 年度 4,000 人
堤内地・堤防・堤外地	堤内地 ・ 堤防 ・ <u>堤外地</u>		
周辺の土地利用の状況	・ 堤内地側は、住宅地を中心にして工場、商業施設等が混在する市街地である。 ・ 未利用地はない。		
関連諸計画における占用地の位置付け	・ 広域避難場所 ・ 特になし		
その他特記事項	・ 市民のレクリエーションのための広場として昭和 45 年 10 月 24 日付けで占用許可を受け、以後も占用の継続を行い現在に至っている。 ・ 平成 30 年許可時、階段及び坂路を新たに占有者の管理物件としたため面積増。		

番号	55. 久世橋西詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	右岸 8.8k-49m~10.0k
----	-------------	------	----	------	-----	----	-------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 市民のレクリエーションのための広場として利用を図るため、河川占用許可を受け、一般市民に開放し多大の効果を上げている。当該公園は、運動広場としての役割もあり、利用者が気軽に利用できる公園として親しまれている。 京都市における市民一人当たりの公園面積は 5.21 m² (令和 6 年度) であり、都市公園法施行令で「住民一人当たりの公園面積の標準は 10 m²以上」と規定されていることから、公園の整備に努めている。 		
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> 管理主体は、京都市建設局土木管理部南部土木みどり事務所である。 利用規則はない。 定期的に除草及び清掃を行っている。 		
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 自由使用と定められており、トラブル等は発生していない。 		
前回審議の意見と対応	<p>前回審議の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 東詰同様、西詰についてもグリーンベルトについての取り組みをお願いしたい。 ローコストでの管理が求められ、民間に入つてもらう工夫なども考えていかなければならない。 		<p>前回審議意見の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 次年度から、除草範囲の縮小を試みる。 今年度老朽化した遊具等を撤去する予定であり、今後公園としてどのような管理をしてくのか検討を行う。
環境保全に向けて申請者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 長期的展望：「京都市緑の基本計画」の中で、当該公園を含む桂川周辺を緑の軸と定め、重点的にみどりを増やす代表的な場所と位置付けている。 利用者への環境保全の周知：現時点では未定 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> 今年度、老朽化した遊具の撤去を予定している。 		

ランク：A

番号	55. 久世橋西詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	右岸 8.8k-49m~10.0k
----	-------------	------	----	------	-----	----	-------------------

3. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

占用地及び周辺の自然環境		<ul style="list-style-type: none"> 当該占用地の前面水域は久我井堰の湛水域となっており、流れのゆるい水面が連続する。 水際にはジャヤナギ・アカメヤナギ群集やウキヤガラ・マコモ群集などが見られる。 上流部の水面はオオカナダモ群落が見られる。
自然環境上重要な場所		<ul style="list-style-type: none"> 約 500m 上流の中州においてサギの集団繁殖地が確認されている。 占用地前面の水際付近には自然な植生群落などがあり、多様な環境が形成されており生物にとっての重要な生息場となっている。
水際の状況	水域までの距離	<ul style="list-style-type: none"> 水際までの距離：約 20m 水際には植生が生育し、川へ近づきにくい。
	水面との高低差	<ul style="list-style-type: none"> 約 1m
環境面から見た望ましい利用方針		<ul style="list-style-type: none"> 近傍の中州においてはサギ類やシギ・チドリ類、オオヨシキリなどの繁殖が見られるため、繁殖時期である春～夏にかけては、忌避行動につながるような行為（河岸に近づく、大きな音が出るなど）は避ける必要がある。 昆虫等の生息域となる自然環境を広げるために、管理区域等の草地の刈り残しを図る。 環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用区域内での利用の遵守や環境保全への意識向上を図る。 環境啓発の一環として、利用施設周辺の清掃を行う。 利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。

ランク : A

番号	55. 久世橋西詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	右岸 8.8k-49m~10.0k
----	-------------	------	----	------	-----	----	-------------------

4. 占用許可期間の更新についての意見

(委員会作成)

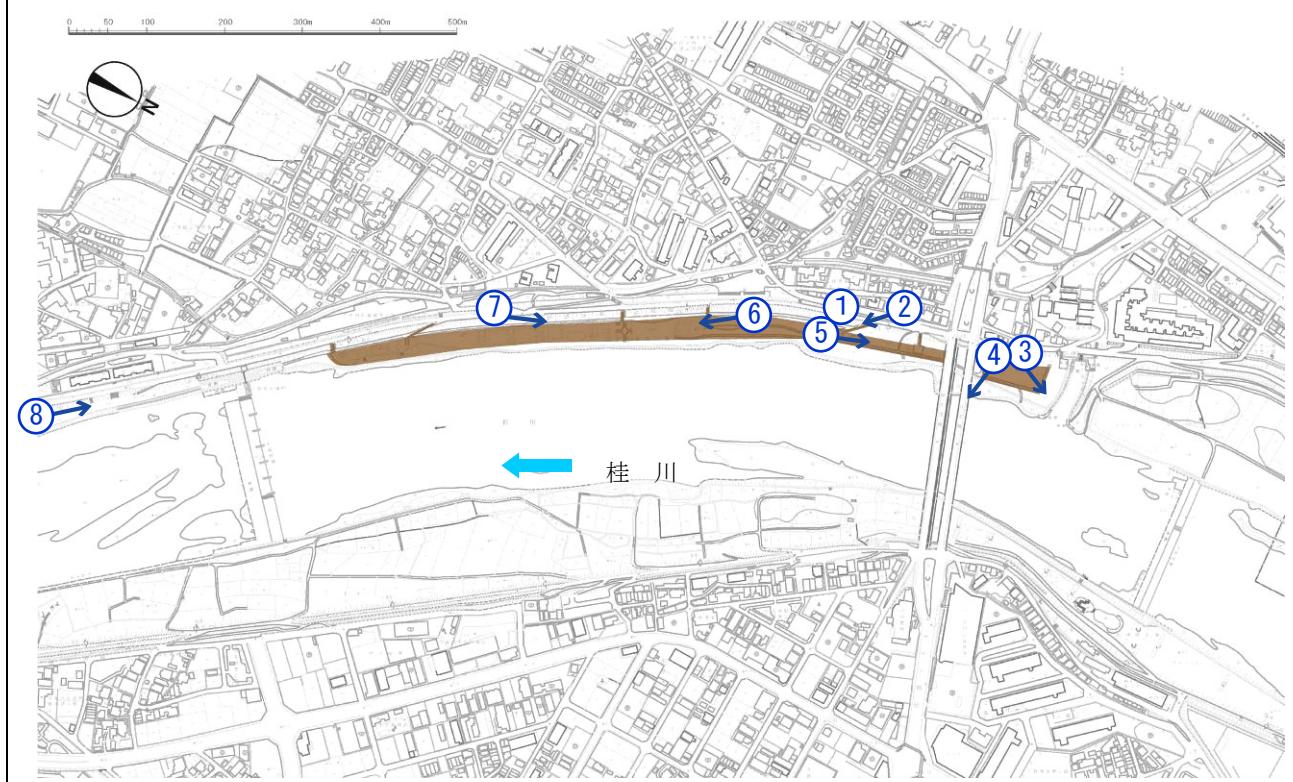
ランク : A

番号	55. 久世橋西詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	右岸 8.8k-49m~10.0k
----	-------------	------	----	------	-----	----	-------------------

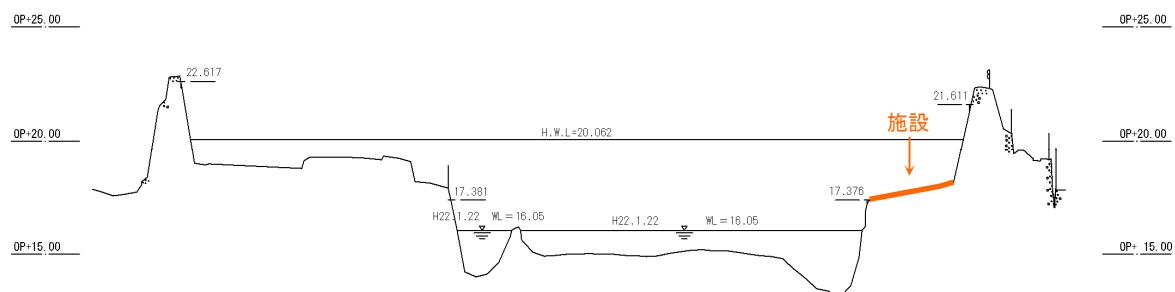
5. 委員会の審議内容に関する現況写真

(撮影者 : 占用者, 撮影日 : 令和 7 年 8 月 14 日)

(平面図)



(断面図 : 9.4k)



① 広域避難場所案内板



② 坂路



ランク : A

番号	55. 久世橋西詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	右岸 8.8k-49m~10.0k
----	-------------	------	----	------	-----	----	-------------------

(占用著作成)

③ 上流側草地 1



④ 上流側草地 2



⑤ 中部草地 1



⑥ 中部草地 2



⑦ 中部草地 3



⑧ 下流側



【チェックリスト】

△河川保全利用チェックリストの様式(1/2)

記入者:(京都市建設局土木管理部南部土木みどり事務所)

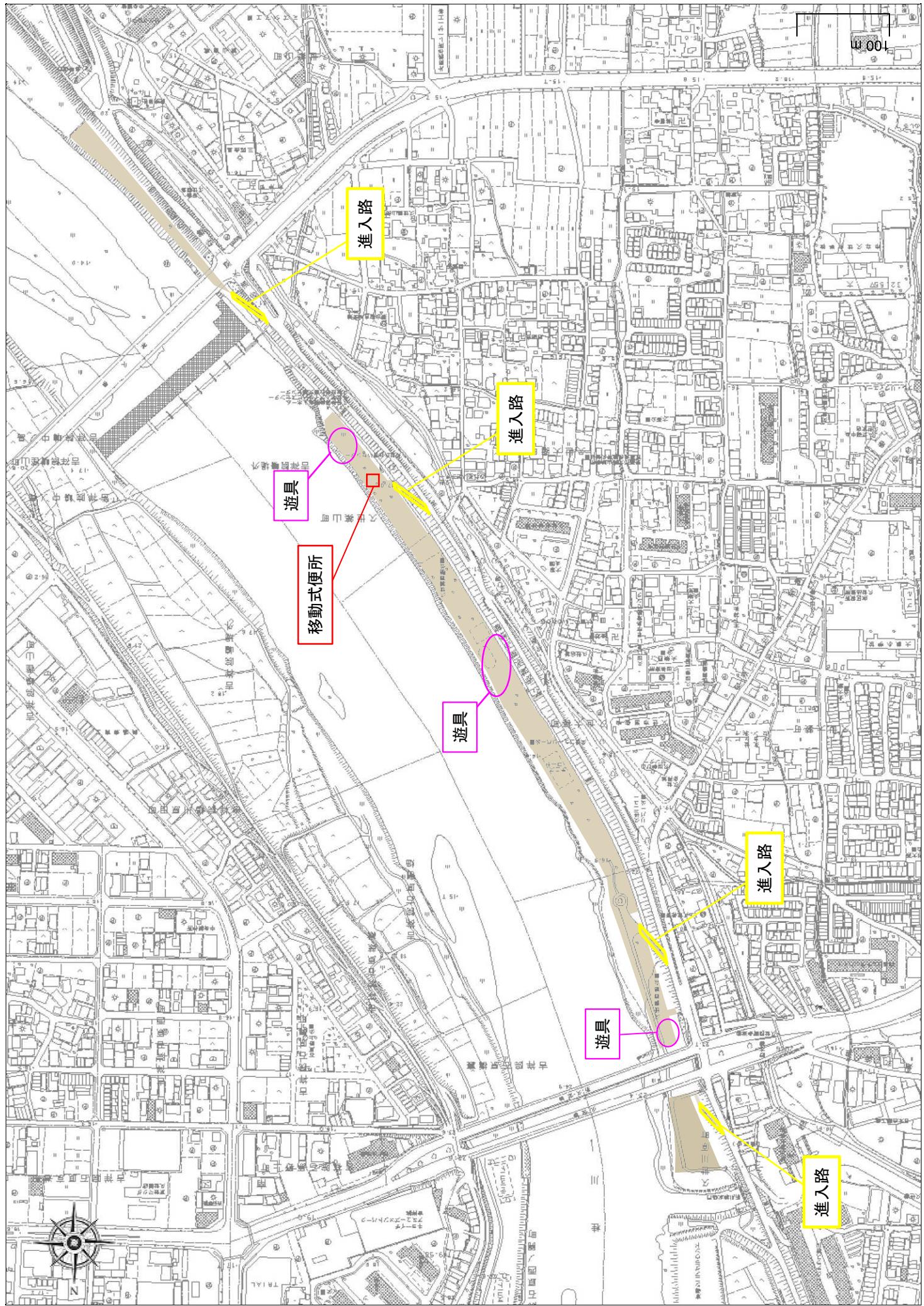
No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価欄	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す (例)総合計画、都市計画、総合基本計画等 避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等		都市計画マスター計画において 都市計画公園に位置づけられている。 京都府地域防災計画において 京都府地域防災計画として指定されている。				○:ある △:検討中 ×:ない		
2								○:ある △:検討中 ×:ない		
3		堤内地において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか		計画はない。				○:ある △:検討中 ×:ない		
4		川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるか (例)・水際部の占用面積を縮小 ・グラウンドを親水公園に変更 ・河川敷内で場所移動		計画はない。				○:ある △:検討中 ×:ない		
5	検討体制	占用施設の代養地の検討や自然環境に影響が少ない施設への転換に向けて、環境やまちづくりの関係部局と連携しているか、 ※連携部局がある場合には、その名称も合わせて記す		連携していない。				○:連携している △:検討中 ×:連携していない		
6	占用目的	占用目的は「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に合致するか						○:合致する △:一部合致する ×:合致しない		
7		特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか		自由使用としている。				○:公平に利用できる △:公平に利用できない ×:特定の者が利用		
8		利用状況は占用目的に合致しているか						○:合致している △:合致していない ×:合致していない		
9	連携体制	「川らしい利用、川でなければならぬ利用」 に関する取組について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか						○:連携している △:検討中 ×:連携していない		
10	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか (例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等						○:把握している △:調査中 ×:連携していない		
11		占用区域及びその付近において、水位変動により冠水・壊乱される区域を把握しているか						○:把握している △:調査中 ×:連携していない		

ハシタク案件のチェックリストの様式(2/2)
● 河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:55久世橋西詰公園)

記入者:(京都市建設局土木管理部南部土木みどり事務所)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進歩	占用者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価欄	評価区分	備考
12	施設整備は河川の生態系の連続性(縦断方向及び横断方向)の確保など自然環境に配慮しているか (例)水際部に緩衝地を設置等	東詰同様、西詰についての取り組みをお願いしたい。	次年度から、除草範囲の縮小を試みる。	川側は防護柵まで除草をおこなっている。				○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
13	管理運営は占用区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか (例)投棄されたゴミの収集、除草時の水際部刈り払い、野鳥の営巢時期の利用制限等			ゴミ収集は定期的に実施している。 水際部は占用範囲外の部分が数m存在しており、人の手がほとんど加えられないことから、自然な状態が保たれている。				○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
14	施設利用者に占用区域及びその付近の自然環境に関する情報発信、注意喚起ははついているか (例)情報板設置による環境配慮への啓発等			不法投棄禁止等、公園利用の視点での注意喚起は、看板の掲示により実施している。				○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
15	占用区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか			占用者主導の活動は予定していないが、利用者や他の行政機関等から、当該目的での利用について申し入れがあれば、可能な範囲で対応する。				○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
16	適正な利用	不許可の工作物は設置されていないか		野球のハックネットのようないわゆる設置されているが、撤去予定である。				○:設置されていない △:設置されている場合がある ×:設置されている	
17	占用区域外を使用していないか (例)トイレ、道具入れ等の工作物設置・グラウンド、駐車場等の造成・利用等			使用していない。				○:使用していない △:使用している場合がある ×:使用している	
18	占用施設及びその利用者が自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを河川利用者の水辺へのアクセスの支障にならないか			防護柵が設置されている。				○:支障はない △:支障がある ×:支障がある	
19	地域住民の迷惑になる利用がなされているか (例)施設利用による交通問題、騒音等			ゴミの不法投棄がある場合がある。巡視点検時の発見や通報を受け次第、撤去している。				○:迷惑な利用はない △:迷惑になる場合がある ×:迷惑な利用がある	
20	利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか			当該公園に関する特別な管理規則は定めていない。一般的な公園管理に適応する法律・条例等に則って管理している。				○:定めている △:検討中 ×:定めていない	
21	管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか			特に定めていない。				○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	
22	管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか			施設利用者からの問合せに對して、自由使用としている旨を説明している。				○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	

【參考資料】



利用者数の把握方法

55. (久世橋西詰公園)

■令和4年度

令和4年4月28日（木）（晴れ）調査

公園内で1時間(14時～15時)あたりの利用者数をカウントした。

⇒3名

この数値に、1日8時間として乗じた。

⇒24名

この数値に、京都府の年間降水日数（令和4年：85日）以外の日数280日を乗じた。

⇒6,720名

上記を丸めた数値を採用

⇒7,000名

■令和5年度

令和5年5月11日（木）（晴れ）調査

公園内で1時間(11時～12時)あたりの利用者数をカウントした。

⇒3名

この数値に、1日8時間として乗じた。

⇒24名

この数値に、京都府の年間降水日数（令和5年：104日）以外の日数262日を乗じた。

⇒6,288名

上記を丸めた数値を採用

⇒6,000名

■令和6年度

令和6年5月2日（木）（晴れ）調査

公園内で1時間(11時～12時)あたりの利用者数をカウントした。

⇒2名

この数値に、1日8時間として乗じた。

⇒16名

この数値に、京都府の年間降水日数（令和5年：104日）※以外の日数261日を乗じた。

⇒4,176名

上記を丸めた数値を採用

⇒4,000名

※令和6年の年間降水日数のデータ公開がないため、令和5年の値を準用

【参考資料】河川保全利用委員会速記録

(関連部分のみ抜粋)

■過年度審議結果のレビュー

平成22年 委員会

- ✓ 子供達が自ら自然を使った遊びを発想して使用する公園に適している。
- ✓ 生きものと共存していくための草刈り場所の工夫、環境啓発の工夫をしてほしい。
⇒除草については利用者からの要望もあるため、占用範囲の全体で実施している。
- ✓ 河川レンジャーとの連携を図りながら、積極的に水際へアクセスできる川らしい利用のあり方を考えて欲しい。
⇒水際へのアクセスについて、現時点では積極的な利用は計画していない。
- ✓ 利用が少ない施設が老朽化した場合は、撤去して自然地に戻すことを検討してほしい。
⇒老朽化した遊具等は、今後隨時撤去していく予定。

平成25年 委員会

- ✓ 使われていない付帯施設については撤去を検討していただきたい。
⇒老朽化した遊具等は、今後隨時撤去を検討していく予定。
- ✓ 占用者が新たな視点で利用方法を見直してほしい。
⇒見直すためには地元調整等も必要となるため、慎重に検討したい。
- ✓ 生き物と共存していくための草刈り場所の工夫、環境啓発の工夫をしてほしい。
⇒除草については、利用者からの要望もあるため、占用範囲の全体で実施している。
- ✓ 河川レンジャーとの連携を図りながら積極的に水際へのアクセスできる川らしい利用のあり方を考えてほしい。
⇒水際へのアクセスについては、現時点では積極的な利用は計画していない。

平成28年 委員会

- ✓ 水際部を含めた河川空間の利活用については、個別の占用地だけでなく桂川全体で検討していく必要がある。
- ✓ 安全柵の補修にあたり、景観面での配慮についても検討されたい。
- ✓ 水際の植物帯(グリーンベルト・エコトーン帯)の保全について、環境部局と協働で取り組まれたい。

141

■過年度審議結果のレビュー

令和元年 委員会

<<共通事項>>

- ✓ 普及啓発のサインを設置する際には桂川全体で統一したデザインであることが望ましい。
- ✓ サインのうち、生物に関する情報の掲示にあたっては、生物多様性の地域戦略や、すでに実施されている自然生態系調査と整合した内容とするよう努められたい。
- ✓ 河川管理者、公園管理者が協働で、利用者に対し、河川環境に关心を持つてもらえるような働きかけを積極的に行ってほしい。

- ✓ 柵の設置について、均一のものでなく、河岸の形状等によってタイプを工夫するなどの検討をされたい。
- ✓ 草地について、川らしい景色を形成するという機能もあるため、部分的に借り残すなどの工夫について検討されたい。
- ✓ 遊具やベンチについて、損傷し危険な状態となっているものについては、速やかに使用禁止等の措置を取られたい。

令和4年 委員会

- ✓ 東詰同様、西詰についてもグリーンベルトについての取り組みをお願いしたい。
- ✓ メリハリのある管理、アキニレの実生木が良い感じで配置されているのは魅力的でもあった。
- ✓ ローコストでの管理が求められ、民間に入ってもらう工夫なども考えていかなければならぬ。

142

52. 羽束師運動広場
(京都府)

記入者 :

ランク : A

番号	52 羽束師運動広場	占用目的	運動広場	許可受者	京都府	場所	右岸 5.0k-22.0m ～5.2k+105.0m
----	------------	------	------	------	-----	----	-------------------------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図		現況写真	
現在の利用形態	運動広場 1面 (グラウンド3面)	都市計画の有無	無し
占用面積	28,532.46m ² (～H29.1.16) 14,018.77m ² (H29.1.17～)	付帯施設等	暗渠排水管 L=1,170m 横断防止柵 L=310m H=0.8m 案内標識 1基 浸透柵 3箇所
許可の経緯	<当初許可> S56.12.14 <許可期限> R9.3.31	利用者数	令和3年度 7,017人 令和4年度 9,989人 令和5年度 6,565人 令和6年度 7,806人 令和7年度 1,316人 (7月末) (運営協議会のまとめによる)
堤内地・堤防・堤外地	堤内地堤内地 ・ 堤防		
周辺の土地利用の状況	・堤外地の上下流については特に利用はなし (通常の河川敷) ・堤内地側の都市計画区分は第1種中高層住居専用地域で、現状は農地が混在する住宅市街地となっている。		
関連諸計画における占用地の位置付け	・広域避難場所として平成8年1月に指定。		
その他特記事項	<p>〔設置経緯〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 地元からの設置要望を受け、国による淀川上流域での河川公園整備までの暫定措置として京都府が昭和57年3月に整備 桂川緊急治水対策事業により運動広場面積が約50%となるが、平成28年度に京都府においてグラウンドの再整備を実施 <p>〔運営〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 地元に開かれた誰でも気軽に利用できる広場とするため、市政協力委員、体育振興委員、防犯協力委員の3者で構成する京都府羽束師運動広場運営協議会を結成し、この会に利用申込等の手続きを委託している。 管理運営業務委託契約書の実施要領あり。 <p>〔冠水実績〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年台風21号による豪雨の影響により、10月19日に冠水 平成30年7月豪雨の影響により、7月5日に冠水 令和2年7月豪雨の影響により、7月8日に冠水 冠水により利用不可となったが、単独災害復旧事業により復旧整備 		

ランク：A

番号	52 羽束師運動広場	占用目的	運動広場	許可受者	京都府	場所	右岸 5.0k-22.0m ～5.2k+105.0m
----	------------	------	------	------	-----	----	-------------------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 京都市では市内各地域にグラウンド施設が整備されているが、京都市南部の南区、伏見区の淀川右岸地域にはグラウンド施設がほとんどないことから、当施設なしでは地域のグラウンド需要を満足することは難しい状況である。また、当該公園施設の利用率も高いことから引き継ぎ施設を維持することが必要である。国による淀川上流域での河川公園整備までの暫定措置として、当該地の占用を必要とする。 グランドの令和7年度（7月末まで）利用回数は延べ77回（3面合計） 公園の整備目標は特になし（現状維持） 				
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> 管理主体：広場内の清掃、除草、不陸整正等は、市政協力委員、体育振興委員、防犯協力委員の3者で構成する京都府羽束師運動広場管理運営協議会に委託している。広場周辺の除草及び清掃並びに広場内の冠水時の土砂等の除去は業者に委託している。 管理規則の有無：有（京都府羽束師運動広場管理運営業務実施要領） 管理内容：入口の鍵を利用時に開閉 				
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 利用規則の有無：有（京都府羽束師運動広場管理運営業務実施要領） 排他独占利用の有無：無（申込制） 				
前回審議の意見と対応	<table border="1"> <thead> <tr> <th>前回審議の意見</th> <th>前回審議意見の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 前回審議で普及啓発サインの設置についての指摘があるが現状、見られないようだ。他箇所の事例を参考に取り組まれるとよい。 治水整備されて河岸が急になっているようだ。こういう場所の水際の利用についても考えていく必要がある。 スポーツ協会の立場として、きれいに管理していただいている。スポーツ利用者に対し、利用している場所の経緯や環境の特徴などを伝えるようにしていきたい。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 運動場利用者に対し、桂川の自然をPRする掲示などを準備すべく、管理・運営を委託している地元自治連合会と協議中 水際は急峻で深く、河川の自然環境を生かした利用は安全面から困難と考える。 どのような内容を伝えていくべきか地元と「羽束師運動広場運営協議会」とも相談し意見を聞いて検討をしているところ。 </td></tr> </tbody> </table>	前回審議の意見	前回審議意見の対応	<ul style="list-style-type: none"> 前回審議で普及啓発サインの設置についての指摘があるが現状、見られないようだ。他箇所の事例を参考に取り組まれるとよい。 治水整備されて河岸が急になっているようだ。こういう場所の水際の利用についても考えていく必要がある。 スポーツ協会の立場として、きれいに管理していただいている。スポーツ利用者に対し、利用している場所の経緯や環境の特徴などを伝えるようにしていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 運動場利用者に対し、桂川の自然をPRする掲示などを準備すべく、管理・運営を委託している地元自治連合会と協議中 水際は急峻で深く、河川の自然環境を生かした利用は安全面から困難と考える。 どのような内容を伝えていくべきか地元と「羽束師運動広場運営協議会」とも相談し意見を聞いて検討をしているところ。
前回審議の意見	前回審議意見の対応				
<ul style="list-style-type: none"> 前回審議で普及啓発サインの設置についての指摘があるが現状、見られないようだ。他箇所の事例を参考に取り組まれるとよい。 治水整備されて河岸が急になっているようだ。こういう場所の水際の利用についても考えていく必要がある。 スポーツ協会の立場として、きれいに管理していただいている。スポーツ利用者に対し、利用している場所の経緯や環境の特徴などを伝えるようにしていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 運動場利用者に対し、桂川の自然をPRする掲示などを準備すべく、管理・運営を委託している地元自治連合会と協議中 水際は急峻で深く、河川の自然環境を生かした利用は安全面から困難と考える。 どのような内容を伝えていくべきか地元と「羽束師運動広場運営協議会」とも相談し意見を聞いて検討をしているところ。 				
環境保全に向けて申請者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 特になし 				
その他	<ul style="list-style-type: none"> 特になし 				

ランク：A

番号	52 羽束師運動広場	占用目的	運動広場	許可受者	京都府	場所	右岸 5.0k-22.0m ～5.2k+105.0m
----	------------	------	------	------	-----	----	-------------------------------

3. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

占用地及び周辺の自然環境		<ul style="list-style-type: none"> 占用地は、グラウンドとして整備されている。 上流は、外来種であるセイタカアワダチソウが支配的な草地である。 下流は、オギ群落がまとまった規模で連続する。 水際の高水敷には、セイタカヨシ群落があり、河岸部はヤナギ群落が線的に水際を形成している。 部分的に根固ブロックも見られる。 占用地の川側にはフェンスが設置されている。 背後地は農地と宅地が混在する。
自然環境上重要な場所		<ul style="list-style-type: none"> 重要な種として鳥類ではオオヨシキリ等が確認されている。
水際の状況	水域までの距離	<ul style="list-style-type: none"> 占用区域から高水敷のり肩までの距離：約 10m 高水敷のり肩から水域までの距離：約 10m 水際は全体に自然河岸で、ヤナギなどの低木が水面を覆うように張り出している。 水際は急峻で水域は急に深くなっている。
	水面との高低差	<ul style="list-style-type: none"> 約4m 冠水実績：近年では、平成29年、平成30年、令和2年の洪水で冠水している。
環境面から見た望ましい利用方針		<ul style="list-style-type: none"> 水際が急峻かつ前面が深い流れで危険であることから、水際の利用の場合は、安全性確保が必要である。 下流のオギ群落はオオヨシキリなどの繁殖が考えられるため、特に、春～秋にかけての生物の繁殖期には生物の忌避行動につながるような行為（多くの人が集まる、大きな音が出るなど）は避けた方がよい。 昆虫等の生息域となる自然環境を広げるために、管理区域等の草地の刈り残しを図る。 利用範囲の認知のために、占用範囲を看板、標識等により明示する。 環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用地及び周辺での利用のあり方や環境保全への意識向上を図る。 環境啓発の一環として、利用施設周辺の清掃を行う。 利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。

ランク：A

番号	52 羽束師運動広場	占用目的	運動広場	許可受者	京都府	場所	右岸 5.0k-22.0m ～5.2k+105.0m
----	------------	------	------	------	-----	----	-------------------------------

4. 占用許可期間の更新についての意見

(委員会作成)

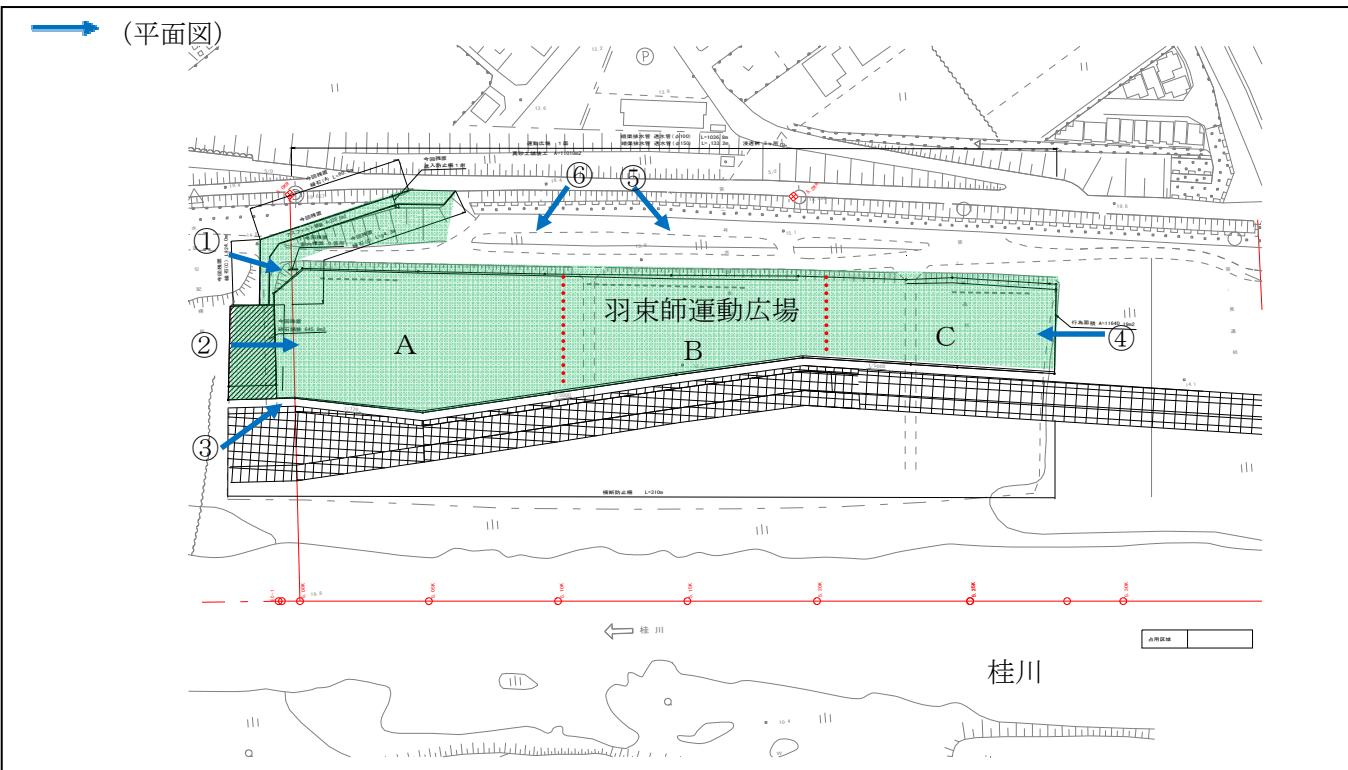


ランク : A

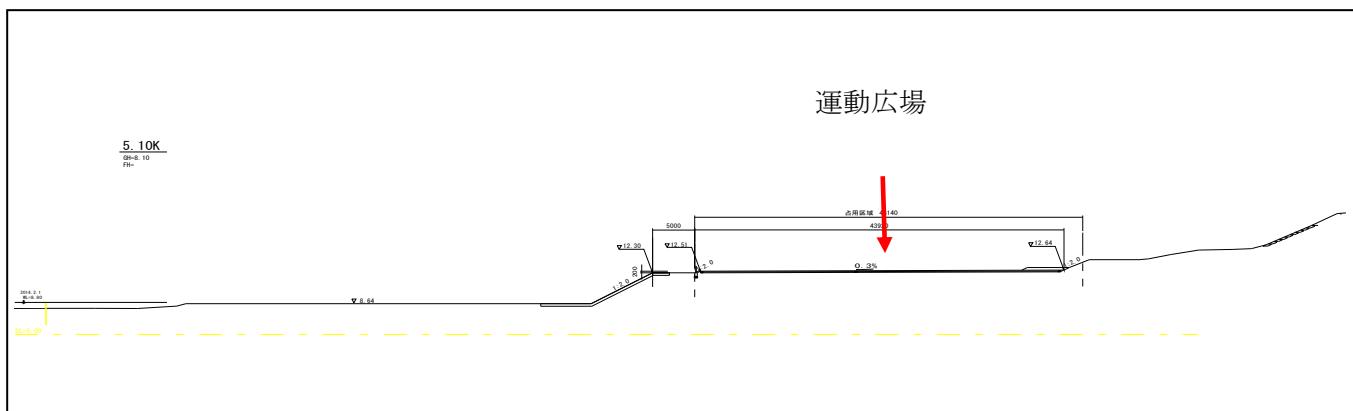
番号	52 羽束師運動広場	占用目的	運動広場	許可受者	京都府	場所	右岸 5.0k-22.0m ～5.2k+105.0m
----	------------	------	------	------	-----	----	-------------------------------

5. 委員会の審議内容に関する現況写真

(写真撮影者: 占用者)



(横断図)



令和7年8月22日撮影

①下流側から望む



ランク : A

番号	52 羽束師運動広場	占用目的	運動広場	許可受者	京都府	場所	右岸 5.0k-22.0m ～5.2k+105.0m
----	------------	------	------	------	-----	----	-------------------------------

(占用者作成)

令和 7 年 8 月 22 日撮影

③下流側から望む



④上流側から望む



⑤右岸側から上流を望む



⑥右岸側から下流を望む



【チェックリスト】

△リンク案件のチェックリストの様式(1/2)
●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称・52羽束師運動広場)

記入者：(京都土木事務所 施設保全・用地課)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価欄	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す (例)総合計画、都市計画、総合基本計画等 避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等		位置付けはない。				<input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> △:検討中 <input type="checkbox"/> ×:ない		
2				京都市が広域避難場所として 平成8年1月指定				<input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> △:検討中 <input type="checkbox"/> ×:ない		
3		堤内地において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか		計画はない。				<input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> △:検討中 <input type="checkbox"/> ×:ない		
4		川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるか (例)・水際部の占用面積を縮小 ・グラウンドを親水公園に変更 ・河川敷内で場所移動		計画はない。				<input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> △:検討中 <input type="checkbox"/> ×:ない		
5	検討体制	占用施設の代養地の検討や自然環境に影響が少ない施設への転換に向けて、環境やまちの関係部局と連携しているか、 ※連携部局がある場合には、その名称も合わせて記す		連携していない。				<input checked="" type="checkbox"/> 連携している <input type="checkbox"/> △:検討中 <input type="checkbox"/> ×:連携していない		
6	占用目的	占用目的は「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に合致するか		合致しない。				<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> △:一部合致する <input type="checkbox"/> ×:合致しない		
7		特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか			自治連合会、体育振興会委員、防犯協力会を主体として、誰でも公平に利用申し込みができる。			<input checked="" type="checkbox"/> 公平に利用できる <input type="checkbox"/> △:公平に利用できない <input type="checkbox"/> ×:特定者が利用		
8		利用状況は占用目的に合致しているか			青少年のスポーツ活動、高齢者の健康増進活動、子供たちの野外活動等、地域の活動を目的として多くの住民に利用されている。			<input checked="" type="checkbox"/> 合致している <input type="checkbox"/> △:合致していない場合がある <input type="checkbox"/> ×:合致していない		
9	連携体制	「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に關する取組について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか 野鳥の営巢地、外来種の繁殖等		スポーツ協会の立場として、ささいに管理していくだけでいい るスポーツ利用者に対し、利用している場所の経緯や環境の特徴などを伝えるようにしていきたい。	・連携できていない。 ・久我、久我の社、羽束師地 域まちづくり協議会より、占用地域を地域の活動が盛んとしての利用存続の要望が非常に強い。			<input checked="" type="checkbox"/> 連携している <input type="checkbox"/> △:検討中 <input type="checkbox"/> ×:連携していない		
10	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか (例) 常重種の生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巢地、外来種の繁殖等			把握していない。			<input checked="" type="checkbox"/> 把握している <input type="checkbox"/> △:調査中 <input type="checkbox"/> ×:連携していない		
11		占用区域及びその付近において、水位変動による冠水・壊乱される区域を把握しているか			・平成30年7月豪雨の影響により、7月5日に全面冠水 ・令和2年1月豪雨の影響により、7月8日に全面冠水 水際は急峻で深く、川らしい水際の利用は困難と考えています。 利用は困難と考えています。			<input checked="" type="checkbox"/> 把握している <input type="checkbox"/> △:調査中 <input type="checkbox"/> ×:連携していない		

ハシタク案件のチェックリストの様式(2/2)
 ● 河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:52羽束師運動広場)

記入者:(京都土木事務所 施設保全・用地課)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進歩	占用者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価欄	評価区分	備考
12	施設整備は河川の生態系の連続性(縦断方向及び横断方向)の確保など自然環境に配慮しているか (例)水際部に緩衝緑地を設置等			占用区域以外は除草を行わないことで水際に緩衝緑地が設置されている。				○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
13	管理運営は占用区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか (例)ゴミの収集、除草時の水際部刈り残し、野鳥の営巣時期の利用制限等			不法に投棄されたゴミ等は速やかに撤去している。				○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
14	施設利用者に占用区域及びその付近の自然環境に関する情報発信、注意喚起は行っているか (例)情報掲示板設置による環境配慮への啓発等	前回審議で旨及路線サインの設置についての指摘があるが現状、見られないようだ。他箇所の事例を参考に取り組まれるとよい。	サイン等の設置については検討中	実施できていない。				○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
15	占用区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか			実施できていない。				○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
16	適正な利用	不許可の工作物は設置されていないか		設置されていない。				○:設置されていない △:設置される場合がある ×:設置されている	
17	占用区域外を使用していないか (例)トイレ、道具入れ等の工作物設置・グラウンド、駐車場等の造成・利用等			使用していない。				○:使用していない △:使用している場合がある ×:使用している	
18	占用施設及びその利用者が自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを行つ河川利用者の水辺へのアクセスの支障にならないか			支障にはなっていない。				○:支障はない △:支障になる場合がある ×:支障がある	
19	地域住民の迷惑になる利用がなされているか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等			迷惑な利用はない。				○:迷惑な利用はない △:迷惑になる場合がある ×:迷惑な利用がある	
20	利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか			定めている。				○:定めている △:検討中 ×:定めていない	
21	管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか		保全に関する事項は定めている。					○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	
22	管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか		周知している。					○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	

【参考資料】河川保全利用委員会速記録

(関連部分のみ抜粋)

■過年度審議結果のレビュー

平成19年 委員会

- ✓ 占用申請にない駐車場の利用については、駐車場としての利用実態を把握するとともに、必要台数・整備及び維持管理のあり方等を河川管理者と協議し、新たに申請すること。
- ✓ ゴミの不法投棄等、利用者の迷惑行為を監視するとともに、マナー向上に向けた周知を行うこと。
- ✓ 水際の保安区域など、占用区域の外まで草刈をすることがないよう、関係者に周知すること。
- ✓ 川らしい自然環境を保全・再生するという基本姿勢に立ち、人と川とのつながりを重視した本施設の利用と管理にあたること。
- ✓ 新たな占用期間は3年間とする。

平成21年 委員会

- ✓ ランクはAとする。
- ✓ 占用区域以外は、水際への通路を確保しつつ自然草地として維持するため、草刈りなど維持管理のしくみについて占用者と河川管理者とで検討していただきたい。
⇒占用区域以外は草刈りを行っていない。

平成24年 委員会

- ✓ 古くから桂川沿いに住む方は洪水被害をうけてきたことから、治水に対する意識が強く、水辺利用の促進が難しいこともあるが、積極的な取り組みを考えていただきたい。
⇒現在は河川工事のため対応出来ていない。

平成27年 委員会

- ✓ 関係部局と連携を図りながら、河川環境を活かした整備や利用者による河川清掃など、治水と環境について住民が考える契機となるような施策を検討していただきたい。
- ✓ 今後も河川空間を占用したい理由、多様な高水敷の利用目的を明確にした上で、河川の自然環境を活かした利用計画を作成することを条件に、占用期間は3年とする。

137

■過年度審議結果のレビュー

令和元年 委員会

<<共通事項>>

- ✓ 普及啓発のサインを設置する際には桂川全体で統一したデザインであることが望ましい。
- ✓ サインのうち、生物に関する情報の掲示にあたっては、生物多様性の地域戦略や、すでに実施されている自然生態系調査と整合した内容とするよう努められたい。
- ✓ 河川管理者、公園管理者が協働で、利用者に対し、河川環境に关心を持つてもらえるような働きかけを積極的に行ってほしい。

- ✓ 規模が縮小されたが、周辺の自然との関係、まちづくり計画との整合、多様な利用のニーズなども考慮して利活用に関する協議を進めてほしい。
- ✓ 運動広場の脇から水辺に近づけるアクセス路があり、魅力的なスペースになっている。周辺にはヨシ原も広がっており、これら河川環境を活用した環境学習等の具体的な取り組みの実施について検討されたい。

令和4年 委員会

- ✓ 前回審議で普及啓発サインの設置についての指摘があるが現状、見られないようだ。他箇所の事例を参考に取り組まれるとよい。
⇒紹介のあった事例を参考に取り組みについて検討していただきたい。
- ✓ 治水整備されて河岸が急になっているようだ。こういう場所の水際の利用についても考えていく必要がある。
- ✓ スポーツ協会の立場として、きれいに管理していただいている。スポーツ利用者に対し、利用している場所の経緯や環境の特徴などを伝えるようにしていただきたい。

138

24. 淀・桂川グラウンド (京都市伏見区)

記入者：京都市伏見区役所地域力推進室

番号	24. 淀・桂川グラウンド	占用目的	運動広場	許可受者	京都市 伏見区	場所	左岸1.8k+20m～2.0k
----	---------------	------	------	------	------------	----	-----------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図		現況写真	
現在の利用形態	運動広場 1面	都市計画の有無	無し
占用面積	(変更前) 11,220.94m ² (変更後) 3,498.11m ²	付帯施設等	暗渠バブ ^イ
許可の経緯	<当初許可> S57.8.3 <許可期限> R9.3.31	利用者数	平成22年度 約3,350人 平成23年度 約4,030人 平成24年度 約4,400人 平成25年度 約3,140人 平成26年度 約2,470人 平成27年度～平成29年度 掘削工事のため利用者なし 平成30年度以降 把握していない
堤内地・堤防・堤外地	堤内地堤内地 ・ 堤防 ・ 		
周辺の土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> 堤内地側は住宅系中心の市街地。 隣接する堤外地の上流側については、利用なし。 下流側には淀排水機場(京都市所管)が位置している。 下流で護岸工事中のため、河川と本施設の間を工事車両が通行している。 		
関連諸計画における占用地の位置付け	特になし		
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 昭和57年8月3日に地元地域住民の体力の向上のため重要な体育施設及び憩いの場として占用許可を受けた。 平成16年10月の台風23号により冠水。ゴミや泥の撤去、土入れ作業等を行い、約100万円の整備費用を要した。 平成21年6月4日付けで、排水パイプの敷設によるグラウンドの排水工事を行うため、河川管理者から許可を受けた。 平成23年1月から、進入路である桂川サイクリングロード(道路管理者=京都市伏見土木事務所)の車止めの鍵を交換するとともに、利用者による車両の乗り入れを原則禁止し、平成23年1月以降は改善している。 平成23年9月の台風12号により冠水。ゴミの取り除き作業等を地域のボランティアにより行った。 平成25年9月の台風18号により冠水。ゴミや泥の撤去、土入れ作業等を行い、約150万円の整備費用を要した。 上記被害を受け、平成27年4月から平成30年3月まで桂川緊急治水対策事業により掘削工事が行われ、占用面積が減少した。 		

ランク：A

番号	24. 淀・桂川グラウンド	占用目的	運動広場	許可受者	京都市 伏見区	場所	左岸1.8k+20m～2.0k
----	---------------	------	------	------	------------	----	-----------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の 必要性	<ul style="list-style-type: none"> 地域周辺にグラウンド等が少なく、地域住民にとって健康増進や体力向上のためのスポーツ、レクリエーション、地域行事などにも使える、貴重な多目的グラウンドとして利用されていた。占用面積の減少後も面積に見合った多目的な利用を地元が希望している。 自然に囲まれた憩いのスペースとして地域住民のコミュニティづくりにも寄与している。 京都市の公園の整備目標は10m²／人であるが、現状は4.76m²／人（平成26年度末現在）と極めて不足している状況である。 以上のことと踏まえた場合、占用地の継続的な活用が必要である。 				
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> 管理主体 : 淀・桂川グラウンド管理委員会 管理規則の有無 : 有 (淀・桂川グラウンド管理委員会会則) 管理内容 : 定期的な除草 				
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 利用規則の有無 : 有 (淀桂川グラウンド使用規則) (現地に看板設置) 排他独占利用の有無 : 一般に開放されている。 申請内容と異なる利用等 : なし。 <p>※平成27年4月から平成30年3月まで緊急治水対策工事のため、利用禁止としていた。 対策工事以降は引き続き一般に開放</p>				
前回審議の 意見と対応	<table border="1"> <thead> <tr> <th>前回審議の意見</th> <th>前回審議意見の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 運動利用ができなくなり、環境学習系にシフトしているというが興味深い。この規模の場所が残されているのは貴重。この場所の環境上の特徴を河川レンジャーが知つていて活用につなげてくれているのは良い事例である。 河川の草地環境として典型的な場所。外来種は入ってきているが、いろいろな活用ができる場所。一定の管理をしながら環境学習に活用できる良い場所。レンジャーは達人が多いので連携しながら活用されたい。付近住民に「良いところに住んでいる」と思ってもらえるようにしていくとよい。 </td> <td>河川レンジャーの協力を仰ぎながら、明親小学校の児童たちと一緒に葛（くず）を利用したリースづくりイベントを開催。今後もイベントを継続すると共に、環境学習へと発展させていくことを検討中。</td> </tr> </tbody> </table>	前回審議の意見	前回審議意見の対応	<ul style="list-style-type: none"> 運動利用ができなくなり、環境学習系にシフトしているというが興味深い。この規模の場所が残されているのは貴重。この場所の環境上の特徴を河川レンジャーが知つていて活用につなげてくれているのは良い事例である。 河川の草地環境として典型的な場所。外来種は入ってきているが、いろいろな活用ができる場所。一定の管理をしながら環境学習に活用できる良い場所。レンジャーは達人が多いので連携しながら活用されたい。付近住民に「良いところに住んでいる」と思ってもらえるようにしていくとよい。 	河川レンジャーの協力を仰ぎながら、明親小学校の児童たちと一緒に葛（くず）を利用したリースづくりイベントを開催。今後もイベントを継続すると共に、環境学習へと発展させていくことを検討中。
前回審議の意見	前回審議意見の対応				
<ul style="list-style-type: none"> 運動利用ができなくなり、環境学習系にシフトしているというが興味深い。この規模の場所が残されているのは貴重。この場所の環境上の特徴を河川レンジャーが知つていて活用につなげてくれているのは良い事例である。 河川の草地環境として典型的な場所。外来種は入ってきているが、いろいろな活用ができる場所。一定の管理をしながら環境学習に活用できる良い場所。レンジャーは達人が多いので連携しながら活用されたい。付近住民に「良いところに住んでいる」と思ってもらえるようにしていくとよい。 	河川レンジャーの協力を仰ぎながら、明親小学校の児童たちと一緒に葛（くず）を利用したリースづくりイベントを開催。今後もイベントを継続すると共に、環境学習へと発展させていくことを検討中。				
環境保全に向 けて申請者の 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民とともに一斉清掃（年1回）を実施。 				
その他	<ul style="list-style-type: none"> 特になし 				

ランク : A

番号	24. 淀・桂川グラウンド	占用目的	運動広場	許可受者	京都市 伏見区	場所	左岸1.8k+20m～2.0k
----	---------------	------	------	------	------------	----	-----------------

3. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

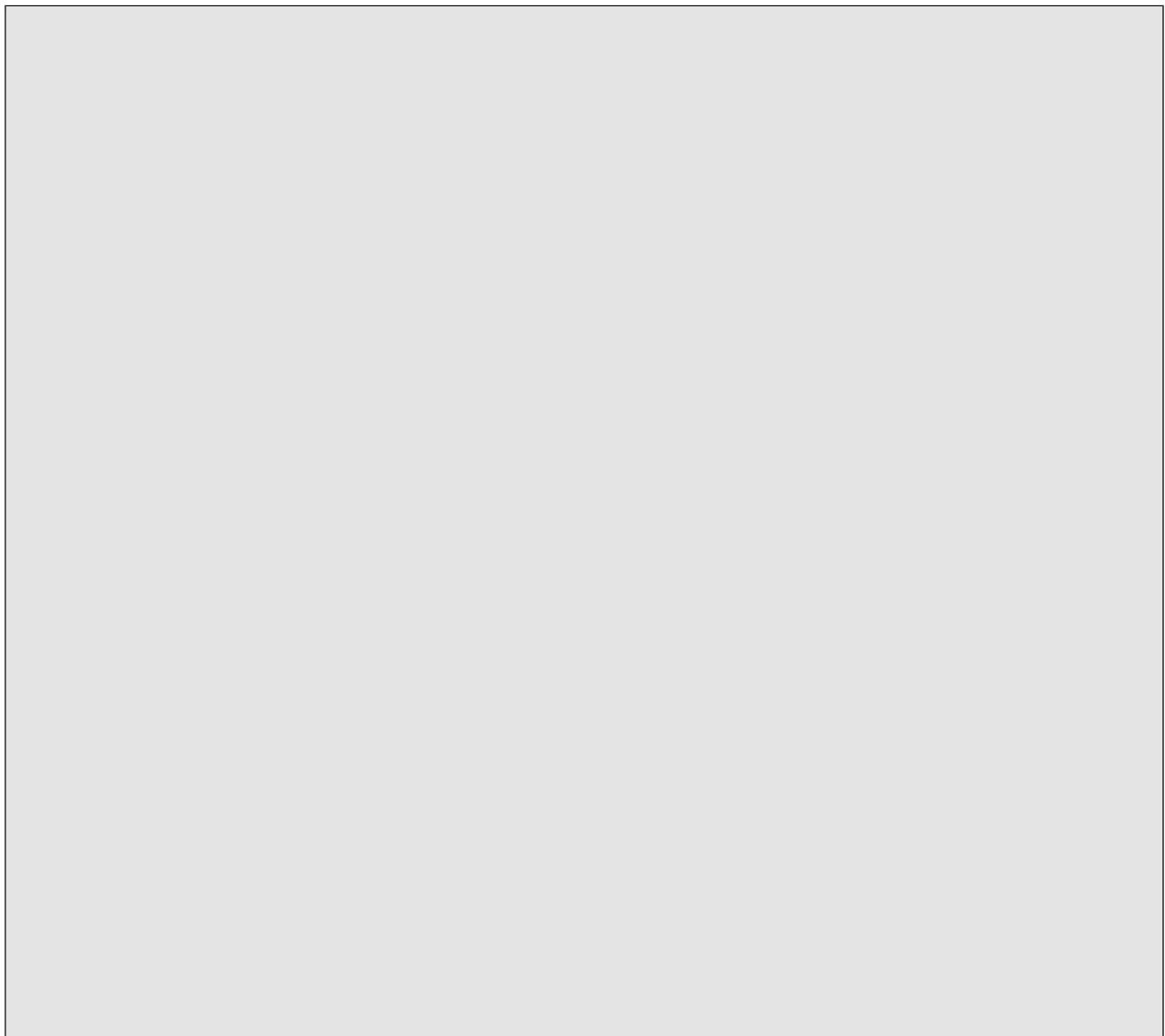
占用地及び周辺の 自然環境		<ul style="list-style-type: none"> 占用地は、グラウンド（運動広場）として整備されている。 水際は自然河岸であり、クズ、セイタカヨシなどが広く見られるほか、ヤナギなどの高木も見られる。 水際にはヤナギタデ群落などが広く分布する。 ワンド的環境も見られる。 背後地は住宅地である。
自然環境上重要な場所		<ul style="list-style-type: none"> 重要な種としては、魚類ではゲンゴロウブナ等、底生動物ではホンサンエ等、鳥類ではオオヨシキリ、コチドリ等が確認されている。
水際の 状況	水域までの 距離	<ul style="list-style-type: none"> 占用区域から高水敷のり肩までの距離：約5m 高水敷のり肩から水域までの距離：約56m 水際は全体に自然河岸である。 上流部は水際までの距離がなく、比較的急峻で、水際も深くなっている。 下流部は比較的なだらかで、水際にタデ類があり湿性環境がある。
	水面との 高低差	<ul style="list-style-type: none"> 水面との高低差は約5m 冠水実績：近年では、平成23年（台風12号）の洪水で冠水している。
環境面から見た 望ましい利用方針		<ul style="list-style-type: none"> 上流部では水際が急峻かつ前面が深い流れで危険であることから、水際の利用の場合には、安全性確保が必要である。 水際のヨシ群落などではオオヨシキリなどの繁殖が考えられるため、特に、春～秋にかけての生物の繁殖期には生物の忌避行動につながるような行為（多くの人が集まる、大きな音が出るなど）は避けた方がよい。 昆虫等の生息域となる自然環境を広げるために、管理区域等の草地の刈り残しを図る。 利用範囲の認知のために、占用範囲を看板、標識等により明示する。 環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用地及び周辺での利用のあり方や環境保全への意識向上を図る。 環境啓発の一環として、利用施設周辺の清掃を行う。 利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。

ランク : A

番号	24. 淀・桂川グラウンド	占用目的	運動広場	許可受者	京都市 伏見区	場所	左岸1.8k+20m～2.0k
----	---------------	------	------	------	------------	----	-----------------

4. 占用許可期間の更新についての意見

(委員会作成)



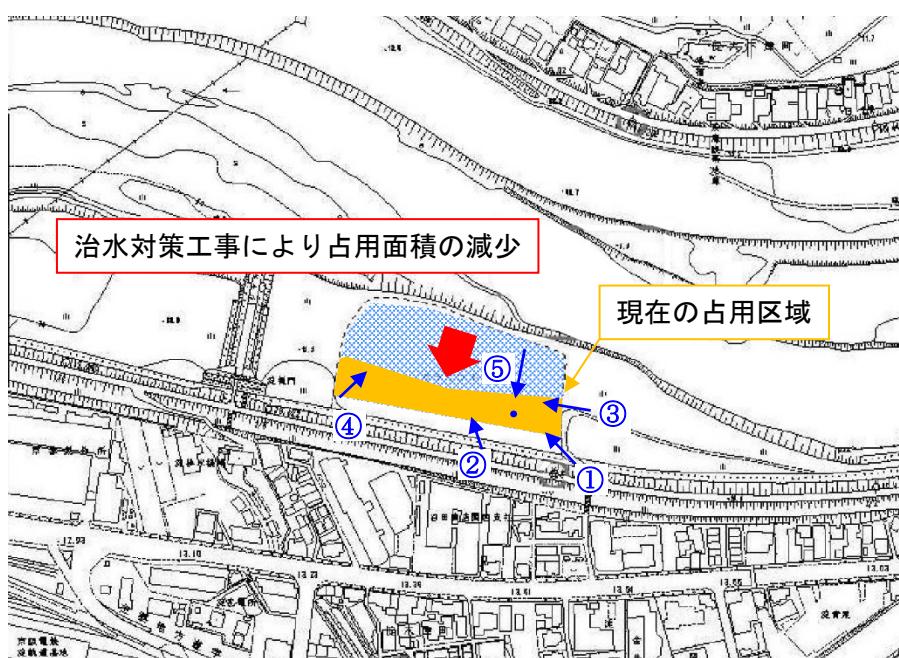
ランク : A

番号	24. 淀・桂川グラウンド	占用目的	運動広場	許可受者	京都市伏見区	場所	左岸1.8k+20m～2.0k
----	---------------	------	------	------	--------	----	-----------------

5. 委員会の審議内容に関する現況写真

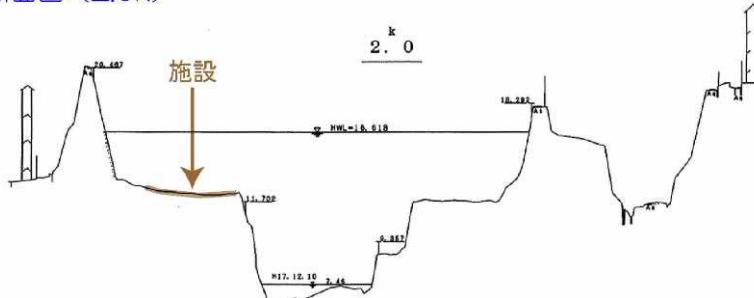
(写真撮影者: 占用者)

(平面図)



(横断図)

断面図 (2.0k)



写真①



写真②



令和7年8月1日撮影

ランク : A

番号	24. 淀・桂川グラウンド	占用目的	運動広場	許可受者	京都市 伏見区	場所	左岸1.8k+20m～2.0k
----	---------------	------	------	------	------------	----	-----------------

(占用者作成)

写真③



写真④



写真⑤



【チェックリスト】

△ランク案件のチェックリストの様式(1/2)
●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:24淀・桂川グラウンド)

記入者:伏見区役所地域力推進室

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価欄	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す (例)総合計画、都市計画、総合基本計画等 避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等		なし				○:ある △:検討中 ×:ない	
2		堤内地において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか (例)・水際部の占用面積を縮小 ・グラウンドを親水公園に変更 ・河川敷内で場所移動		なし				○:ある △:検討中 ×:ない	
3		川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるか (例)・河川敷の占用面積を縮小		なし				○:ある △:検討中 ×:ない	
4		占用施設の代着手の検討や自然環境に影響が少ない施設への転換に向けて、環境やまちの関係部署等と連携しているか、 ※連携部署がある場合には、その名称も合わせて記す		なし				○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
5	検討体制	占用目的は「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に合致するか		河川の自然環境を活かした利用方法について協議中。				○:合致する △:一部合致する ×:合致しない	
6	占用目的	特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか		一般に開放している。				○:公平に利用できる △:公平に利用できない ×:特定者が利用	
7		利用状況は占用目的に合致しているか		合致している。				○:合致している △:合致していない ×:合致していない	
8		「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に関する取組について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか						○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
9	連携体制	保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか (例)貴重種の生育・生息地、外来種の繁殖等 野鳥の営巣地、外來種の繁殖等		カルテの記載のとおり。				○:把握している △:調査中 ×:把握していない	
10	自然環境の保全・再生	占用区域及びその付近において、水位変動により冠水・増水される区域を把握しているか		平成23年(台風12号)及び平成22年(台風19号)の被害により占用区域が冠水。				○:把握している △:調査中 ×:把握していない	
11									

△ランク案件のチェックリストの様式(2/2)
●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:24淀・桂川グラウンド)

記入者:伏見区役所地域力推進室

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価欄	評価区分	備考
12	施設整備は河川の生態系の連続性・総合方 向及び横断方向の確保など自然環境に配 慮しているか (例)水際部に緩衝絆地を設置等	・運動利用ができないなり、環境 学習系にシフトしているというの が興味深い。この規模の場所 が残されているのは慎重。この 場所で環境上の課題は河川レ ンジャーが知つていい活用につ なってくれているのは良い事例 である。	占用部の除草においても、水 際部の草を残すように配慮し ている。					○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない		
13	管理運営は占用区域及びその付近の自然環 境に配慮しているか (例)投棄、除草時の水際部 刈り残し、野鳥の営巣時期の利用制限等	・河川環境保全のため、定期 的な清掃活動を行うとともに、 関心を持つて貰えるイベントと して植物・昆虫等の観察会を 実施。						○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない		
14	施設利用者に占用区域及びその付近の自然 環境に関する情報発信、注意喚起は行つ ているか (例)情報板設置による環境配慮への啓発等	付近住民に「良いところに住ん でいる」と思つてもらえるように していくよい。	情報発信は地域住民や河川 レンジャーを通じて行つて いる。	看板等を使った啓発に開して は検討中。				○:行つている △:検討中 ×:行っていない		
15	占用区域及びその付近の自然環境を活かし た環境学習・保全活動を行つていいか か	・河川の草地環境として典型的 な場所。外来種は入ってきてい るが、いろいろな活用ができる 場所。一定の管理をしながら環 境学習に活用できる良い場所。 レンジャーは達人が多いので連 携しながら活用されたい。	河川レンジャーの協力を仰ぎ ながら、児童館に通じて地域の 場所を一緒に暮らす環境をつくり 行つていい。					○:設置されている △:設置される場合がある ×:設置されていない		
16	不許可の工作物は設置されていいか			なし				○:行つている △:検討中 ×:行っていない		
17	占用区域外を使用していないか (例)・へし、道具入れ等の工作物設置・グラ ウンド・駐車場等の造成・利用等			使用していない。				○:使用していない △:使用している場合が ある ×:使用していない		
18	占用施設及びその利用者が自然観察や水面 利用(カヌー、釣り等)を行つて河川利用者 の水辺へのアセスの支障になつていいか			占用施設による支障は生じて いない。				○:支障はない △:支障がある ×:支障がある		
19	地域住民の迷惑になる利用がなされていい か (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行 や路上駐車による交通問題、騒音等			現地への車両の乗り入れは 禁止しております。その他迷惑と なる利用は確認されていな い。				○:迷惑な利用はない △:迷惑になる場合がある ×:迷惑な利用がある		
20	利用状況をふまえた管理運営・利用のルール を定めているか			定めており、現地の看板に掲 示している。				○:定めている △:検討中 ×:定めていない		
21	管理運営・利用のルールは施設利用者及び 再生に關する事項は定めているか			現時点では定めていないが、 今後の占用部の利用検討の 内容に応じて検討を検討す る。				○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又は ルールを定めていない		
22	管理運営・利用のルールは施設利用者及び 管理運営者に周知しているか			現地の看板により周知して いる。				○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又は ルールを定めていない		

【参考資料】河川保全利用委員会速記録

(関連部分のみ抜粋)

■過年度審議結果のレビュー

平成19年 委員会

- ✓ 駐車場利用の実態を把握するとともに、必要台数・整備及び維持管理のあり方等を河川管理者と協議し、次回更新時に新たに申請すること。
- ✓ 廃材の積み上げ等、迷惑行為を監視するとともに、マナー向上に向けた周知を行うこと。公園と水辺の連続性を持たせる工夫、利用者への環境啓発などを進めていただきたい。
- ✓ 上流の空間など、占用地と水際の自然が近接している場合は緩衝帯的な空間を設ける、といった自然と共存するための方策について検討願いたい。
- ⇒利用者のマナー向上のための啓発チラシを作成する。占用区域外への駐車が発生しないように取り組む。

平成21年 委員会

- ✓ 水際の緩衝帯は、淀川河川公園基本計画のゾーニングに示される縦断方向の連続性が確保できる利用形態となるように占用者と河川管理者とで努力していただきたい。
- ⇒自動車対策に注力しており、河川環境保全に係る新規の取組は行えていない。

平成23年 委員会

- ✓ 生態系に配慮するほか、草の刈り残し等をすることで、水際の緩衝帯を確保されたい。占用地内または占用地外での緩衝帯について河川管理者と協議されたい。
- ✓ 占用地周辺の良好な河原環境について、安全な利用を前提に水辺へのアクセスに考えてもらい、今後のテーマとしたい。
- ⇒ 水際の草を刈り残すようにしている。水辺へのアクセスは緊急治水対策工事後の形状を考慮して検討する。

平成27年 委員会

- ✓ 関係部局と連携を図りながら、河川環境を活かした整備や利用者による河川清掃など、治水と環境について住民が考える契機となるような施策を検討していただきたい。
- ✓ 今後も河川空間を占用する理由と多様な利用目的を示した上で、河川の自然環境を活かした利用計画を作成することを条件に、占用期間は3年とする。

130

■過年度審議結果のレビュー

令和元年 委員会

<<共通事項>>

- ✓ 普及啓発のサインを設置する際には桂川全体で統一したデザインであることが望ましい。
- ✓ サインのうち、生物に関する情報の掲示にあたっては、生物多様性の地域戦略や、すでに実施されている自然生態系調査と整合した内容とするよう努められたい。
- ✓ 河川管理者、公園管理者が協働で、利用者に対し、河川環境に关心を持つてもらえるような働きかけを積極的に行ってほしい。

- ✓ 規模が縮小されたが、運動用の平場だけでなく、背後に隣接する住宅地の市民の多様なニーズに応えるよう配慮されたい。地域ワークショップなどを開催し住民参加型で検討を進めるなど、工夫してよい場所にしてほしい。
- ✓ 自治会や河川レンジャーとの連携についても、今後検討されるということで期待したい。

令和4年 委員会

- ✓ 運動利用ができなくなり、環境学習系にシフトしているというのが興味深い。この規模の場所が残されているのは貴重。この場所の環境上の特徴を河川レンジャーが知っていて活用につなげてくれているのは良い事例である。
- ✓ 河川の草地環境として典型的な場所。外来種は入ってきているが、いろいろな活用ができる場所。一定の管理をしながら環境学習に活用できる良い場所。レンジャーは達人が多いので連携しながら活用されたい。付近住民に「良いところに住んでいる」と思ってもらえるようにしていくとよい。

131